

令和5年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)						
施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023		
施策の概要	(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023		
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。 ・被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、原子力規制委員会の運営の透明性を向上することにより、意思決定の独立性、中立性を示す。 ・透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。 ・国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。 ・組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。 <p>(2)規制業務を支える業務基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRSの指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。 ・国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。令和6年にIPPASミッションを受け入れるとともに、IRRSミッションを受け入れることについても調整する。 ・適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。 ・各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。 ・多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出に努める。 ・情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。 ・訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。 <p>(3)職員の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。 ・新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。 ・日々のOJTに加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力(法令事務、国際業務等)と原子力規制に必要な専門技術的能力(技術知識、緊急事態対応等)とのバランスを念頭において進める。 ・職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うことにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。 ・業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。 ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。 					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	3,035	3,056	2,818	2,612	2,540
	補正予算(b)	0	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	▲99	39	60	0
	合計(a+b+c)	3,035	2,957	2,857	2,672	2,540
執行額(百万円)		2,653	2,310	2,330	2,287	2,160

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	会議等の公開の割合	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A
		100%	100%	100%	100%	100%		
	ホームページのウェブアクセシビリティの確保	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。	A
		A※	A※	A※	A※	A※		
(3) 職員の確保と育成	定数に対する実員数の割合	—	95%	95%	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。	A
		95.4%	94.3%	92.6%	95.1%	95.2%		
	新規採用者に占める女性割合	—	—	35%	35%	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。	B
		45.5%	34.5%	34.6%	45.7%	33.3%		

施策名	(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 1 章第 1 節/令和 5 年度原子力規制委員会年次報告第 1 章第 1 節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(① 独立性・中立性・透明性の確保)			
<ul style="list-style-type: none"> ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I) ・被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係において、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹底し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。(I) ・ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I) ・ホームページシステムについて、令和6年度に実施を予定している次期システムの構築に向け、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調査研究及び調達を実施する。(II) ・「N-ADRES(公開情報管理システム)」(米国原子力規制委員会 ADAMS を指向する資料データベース)について、安定的に運用する。(I) ・「N-ADRES」について、資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの構築及び公開を実施する。(II) ・令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者等との面談内容の自動文字起こし結果を公開するとともに、公開対象の拡充を検討する。また、原子力規制委員会の結果概要や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関する分かりやすいコンテンツの作成・公開を行う。なお、分かりやすさを向上するため、原子力規制委員会等の資料について前提となる科学的知見や規制制度の内容を示すなど充実に努める。(II) ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。(I) ・情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(I) 			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・原子力規制委員及び原子力規制庁が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。	A	・原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、定例会及び臨時会議を開催し(67回)、科学的・技術の見地から徹底した議論のもとで意思決定を行った。また、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動を執ることができた。
イ	・改正を行った「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の運用・定着を図り、被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との関係を適切に維持できたか。	A	・当該方針に則り、被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政機関との関係を適切に維持するため、面談録の公開を適切に行った。また、令和5年9月に当該方針を原子力規制庁内に再周知するとともに、使用状況の確認を行った。これにより、面談録の適切な掲載への意識付けや、当該方針の内容についての理解の向上に繋がった。
ウ	・次期システムの構築に向け、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調査研究及び調達が実施できたか。	A	・次期システムと公開情報管理システムとの連携の調査研究を行った。また、次期システムの構築に向け、公開情報管理システムと連携するために HP 更改の調達を実施した。なお、次年度の本格構築に向け、ガバメントクラウドの利用を前提とした調達準備を行った。
エ	・「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。	A	・「N-ADRES」について、全くトラブルなく安定的に運用を行うことができた。
オ	・資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの構築及び公開が実施できたか。	A	・固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを備えた次期システムの設計が終わり、構築を行っている。公開予定の令和6年3月に向け順調に進んでいる。
カ	・規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象の拡充を検討することができたか。	A	・各種会合や面談の資料をホームページ上で公開すること等により、規制に関わる情報の適切な開示ができています。自動文字起こし結果の公開対象の拡充実現に向け、自動文字起こしソフトウェアの貸し出し管理やマニュアル作成を行うことで、全職員の自動文字起こし利用を可能とする運用体制を整えた。
キ	・原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。	A	・ホームページの既存カテゴリ内で、適切な場所にコンテンツを配置することで、分かりやすいページとして公開出来た。
ク	・特に注目が集まる話題を中心に、様々なステークホルダーに対して共通的に説明できるような素材を各担当職員が作成するような新たな取り組みを始めることができたか。	S	・分かりやすい説明チームが中心となり、注目が集まる話題に関する「分かりやすい説明資料」を 46 件作成し公表した。当該資料の作成にあたっては、会見やブリーフィング等を傍聴し、記者の関心事項等を踏まえて、作成すべきテーマを抽出した。
ケ	・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。	S	・機材トラブルやヒューマンエラー等を含む複合的なトラブルにより配信の遅延や一部欠損が複数発生したが、インターネット配信に関連する継続的な調達・更改を行ったことから、公開会合の中止等を防ぐことができた。
コ	・開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。	A	・開示対象文書・不開示情報の特定について、開示期限を超過することなく、基準に基づいた審査により担当課室が適切に行っていると確認できた。

- (② 外部とのコミュニケーションの充実)
- ・記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)
 - ・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、原子力規制の向上に資する情報を収集する。(I)
 - ・CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。(I)
 - ・事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書(NRA Information Notice(NIN))を発出する。(I)
 - ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)
 - ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・記者会見等において原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。	A	・報道機関に対して記者会見及び取材対応を実施し、原子力規制委員会の取組等を適切に説明することができた。また、問合せについてはコールセンターを設置し適切に回答した。
イ	・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、有益な議論・情報収集を行えたか。	A	・令和5年5月及び11月に国際アドバイザーを招き、運転期間長期化等への今後の取組みや TSO の役割と規制機関との関係等、原子力規制行政に係る課題に関して意見交換を実施し、今後の原子力規制制度の改善検討に資する参考情報を得た。
ウ	・CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。	A	・CEO との意見交換を計6回(日本原子力発電1回、日本原燃1回、東京電力2回、北海道電力1回、中国電力1回)、CNO 等の意見交換会を計1回、原子力規制委員会委員と地元関係者との意見交換を計2回(佐賀県、宮城県)開催した。なお、CNO 等の意見交換会は年度内に2回目を開催する予定である。
エ	・被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。	A	・被規制者向け情報通知文書(NIN)を4通発出した。
オ	・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。	A	・基本部会を3回開催し、そこで得られた助言の内容について報告を受けた。また、新たに、「設計の古さ」のうち“差分”への対応について、安全性向上評価の見直しの調査審議事項の中で併せて検討することとした。なお、年度内に4回目の基本部会を開催する予定である。
カ	・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。	A	・組織内の関係者が各案件の進捗を把握できるよう、グループウェア上で、地方公共団体からの要望等への対応状況を取りまとめた一覧表を共有する取組を始めた。

- (③ 安全文化の育成・維持)
- ・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を継続的に実施する。(I)
 - ・令和4年度の原子力安全文化に関するアンケート結果を踏まえ、課室毎に原子力安全文化の育成・維持に向けた取組の検討・支援を行う。(II)
 - ・委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。(II)
 - ・核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修を着実に実施する。(I)
 - ・核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を継続的に実施したか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込み、継続的に実施したか。	A	・新規採用職員を対象とする東京電力福島第一原子力発電所における現地研修について、適切に準備等を行い、11月30日及び12月1日の二日間にわたり計画通り実施した。また、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修(4月)及び中途採用職員向け研修(4月及び10月)にそれぞれ組み込み、実施した。
イ	・課室毎に原子力安全文化の育成・維持に向けた取組の検討・支援を行えたか。	A	・令和4年度に実施した原子力安全文化に関するアンケートやインタビュー(以下「安全文化アンケート」という。)の結果を課ごとにフィードバックし、結果の活用方法を提案する等、各課等における安全文化育成・維持活動の計画立案を支援している。 ・令和4年度の安全文化アンケートで抽出された「若手・中堅の働きがい」と「職員間の繋がり」の課題を踏まえ、当該課題の解決に向けた具体的な施策について要因分析を行う観点から方針を検討し、令和5年度の安全文化アンケートを実施した。
ウ	・仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。	S	・令和4年度の安全文化アンケートで抽出された「若手・中堅の働きがい」と「職員間の繋がり」の課題を踏まえ、役職や年代を問わず委員を含む職員間のコミュニケーションを活性化するために、課題解決を通じたチームビルディングによる組織内の連帯感の醸成を目的とした新たな研修を企画し、令和5年10月3日に実施した。 ・職員間や職員の家族、環境省職員等とのコミュニケーション活性化及び庁内業務理解の促進や職員のキャリアパスの一助とすること等を目的に、新たに「規制庁職場参観日」を企画・運営し、令和5年8月9日及び12月26日の計2回実施した。
エ	・計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施することができたか。	A	・原子力安全人材育成センター主催の、新規採用職員向け研修、原子力検査官基礎研修等にて核物質防護に係る講義を実施した。この他、検査官会議や事務所長会議にて核セキュリティに関する情報共有を行うことで、核セキュリティ文化の醸成を図った。
オ	・核物質防護における検査での気付き事項等の国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を職員間で実施できたか。	A	・検査官会議、事務所長会議において各部門における気付き等の情報共有を行ったほか、12月には核物質防護対策官会議と検査官会議の一部を合同で実施した。

施策名	(2) 規制業務を支える業務基盤の充実		評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 1 章第 2 節/令和 5 年度原子力規制委員会年次報告第 1 章第 2 節)			
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの			
(① マネジメントシステムの定着)				
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度のマネジメントレビューの結果を踏まえ業務を着実に遂行するとともに、マネジメントシステムの運用を通して業務計画の遂行に係る活発なコミュニケーションを喚起し、業務の継続的改善につなげる。(I) ・過去の要改善事項に関する横断的分析を用いて、研修等で職員を啓発するとともに、よりよい業務改善につなげるための取組を行う。(II) 				
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	・マネジメント委員会等において業務遂行に係る活発な意見交換がなされ、業務の改善が検討されたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・トップマネジメントである原子力規制庁長官と各職員との対話機会を設けるとともに、職員間の繋がりを増すための取組を、組織内の各部署が主体となって実施した。 ・令和5年度原子力規制委員会年度業務計画の進捗状況の中間評価に係るマネジメント委員会での議論等を踏まえ、令和5年度上期までの業務進捗や新たな課題の発生等を含む状況の変化等を踏まえた当該計画の変更について、令和5年度第 44 回原子力規制委員会(令和5年 11 月 15 日)において決定した。 	
イ	・過去の要改善事項に関する横断的分析を用いて、効果的な業務改善につなげることができたか。研修等による啓発を実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に発生した要改善事項について、事例を水平展開して再発防止に繋げるため、要改善事項の発生要因ごとの分類や四半期報を作成して、計4回周知を行った。また、原子力安全人材育成センターが主催する研修や、業務説明等の機会において過去の事例について説明を行った。 	
(② 国際協力の推進)				
<ul style="list-style-type: none"> ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I) ・IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(I) ・IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I) ・IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。(II) ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I) ・国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて情報共有、フォローアップを徹底する。(I) ・国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧、公電等を管理し、人事異動があっても、継続的な情報の提供や必要に応じた対応者の調整を行う。(II) ・国際機関が開催する国際会議において、原子力規制委員会が継続的に関与できるように参加者等を支援する。(I) ・IRRS についてミッションの受け入れ時期など対応方針を具体化する。(I) ・緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I) ・保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(I) ・我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(I) ・IAEA による IPPAS ミッションの受け入れに向け、関係機関と連携しつつ、事前準備を進める。(II) 				
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	・国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD/NEA の各委員会及び各プロジェクトの専門家会合並びに IAEA の基準策定活動等において、各国代表と技術的な意見交換を実施し、国際社会における原子力安全向上に貢献した。 ・IAEA の NUSSC で審議する安全基準の策定について、当該安全基準に対して事前に原子力規制庁の意見を提出するとともに、会合に参加し議論を行った。また NUSSC の上位の CSS について、NUSSC リードのガイド案に対する対応方針の策定に貢献した。 	
イ	・最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する分析について、事業者の対応状況について意見聴取を行うなど状況把握を継続した。 ・最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか、技術情報検討会で検討を進めた。 ・諸外国の規制動向、安全研究、国際基準、学会等の情報を収集し、関係部署と情報共有を行いつつ 6 件の最新知見を分析した。 	
ウ	・国際関係について原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・IAEA の安全基準の改定ドラフトについて関係各課室へ照会を行い、その意見を取りまとめ IAEA へ回答するなど原子力規制庁内への情報共有を図った。 ・国際会合等へ参加し収集した情報は、技術基盤グループで開催している技術連絡会において共有した。 	

エ	・オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に参加し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。	A	・国際会合等に参加し、安全研究で実施した分析や考察を発信するとともに、熱流動、確率論的リスク評価、新型炉の開発動向等の最新知見について情報収集を行い、原子力規制庁内へ情報共有を行うとともに、安全研究への反映の検討を行った。
オ	・IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。	A	・令和4年度に翻訳作業を完了した4件の IAEA ガイドについてホームページに公開した。
カ	・国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。	A	・国際機関の活動への参画を通じた我が国の原子力規制に係る経験や知見の共有、国際会議等における情報発信や規制活動に資する知見の継続的獲得に努め、原子力安全に関する活動に貢献した。
キ	・国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。	A	・原子力安全条約検討会合に参加し、定例会報告を通じその結果を原子力規制庁内で共有した。IAEA 総会、二国間会合並びに第 51 回・第 52 回 INRA 会合及び WENRA 等多国間枠組みの会合に参加し、原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行った。国際的枠組みを通じた活動として、OECD/NEA の要請に応じ、同機関が主催する国特有の安全文化フォーラム(CSSCF)に参加協力し、原子力規制委員会としての安全文化育成・維持の一機会とした。また、東京電力福島第一原子力発電所 ALPS 処理水放出に関しては、IAEA などの国際機関や近隣諸国からの関心が極めて高く、慎重かつ短期間での対応を要したが、IAEA レビューへの対応・関係各方面への情報発信等を通じ、国際的理解の形成に努めた。
ク	・拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。	A	・拠出金の企画立案・実施管理を、予算要求業務を含め適切かつ柔軟に行い、国際機関への拠出を的確に遂行し、国際機関を通じた原子力安全に関する活動を支援した。
ケ	・国際関係についての情報共有ができたか。	A	・海外機関から、あるいは国際会議への参加等を通じて得られた各種情報の集約整理に努め、原子力規制庁内の共有プラットフォームを形成し、我が国規制機関として有用な情報の組織的蓄積、活用を図った。
コ	・国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧の更新、公電の定期的な共有を行えたか。また、人事異動等に伴う引き継ぎを行えたか。	A	・原子力安全に関する国際的活動への参画状況や動向情報の集約更新(国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧の更新、公電の定期的な共有等)を行い、所定のルールに基づき人事異動等に伴う引き継ぎを行い、継続的、組織的対応を確保する体制の整備に努めた。
サ	・国際会議参加メンバーの確保、予算要求時の取りまとめ、必要に応じた支援等を行えたか。	A	・国際会議への参加や参加に必要な予算確保について、関係課室間で必要な情報の整理や調整を行い、参加に必要な支援を行うなど継続的、組織的対応を確保する体制の整備に努めた。
シ	・IRRS についてミッションの受け入れ時期など対応方針を具体化することができたか。	A	・令和5年11月8日原子力規制委員会において、令和7年度下期頃に IRRS ミッション受入れが実施できるよう準備を進める方針を了承した。IAEAとの調整を含め、今後に向けて着実に準備を進めていく予定である。
ス	・緊急時の準備と対応に関する国際会合等に参加し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。	A	・令和5年6月13日～16日及び12月5日～7日にかけて開催された緊急時の準備と対応に関する IAEA の国際会議、11月21日に開催された OECD/NEA の国際会議に参加し、我が国の原子力災害対策に関する知見の発信、最新の動向や知見に係る情報を収集するとともに、収集した情報の関係者への共有及び施策への活用を行った。
セ	・各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。	A	・日常的な IAEA との調整を通じて IAEA が要望する支援内容を確認しつつ、JASPAS 等の枠組みを活用して必要な支援を行った。また、IAEA 専門家会合(令和5年4月及び10月)における事故施設に係る保障措置手法のガイドラインの作成に関する議論を行い、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。さらに、保障措置に関する様々な会議やトレーニングコースでの日本の事例の紹介を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図った。
ソ	・改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。	A	・令和5年6月及び12月に開催された NSGC 会合に参加し、核セキュリティ・シリーズ文書のレビューの進め方について日本のポジションを示すとともに、審議対象の核セキュリティ文書案の議論において意見を表明するなど議論に貢献した。 ・上記 NSGC 会合の結果を踏まえて、核セキュリティ・シリーズの策定・改定状況等の整理について、令和5年度第23回原子力規制委員会(令和5年7月19日)及び令和5年度第61回原子力規制委員会(令和6年1月24日)で報告を受けた。 ・令和5年8月に開催された NSWG 会合に参加し、INFCIRC/225/Rev.5 の実施に関する技術情報交換活動の計画を合意した。

タ	<ul style="list-style-type: none"> IAEA や国内の関係機関との調整を進め、IPPAS で評価を受ける具体的内容を固めることができたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁内及び関係省庁等から 66 名の出席者を集め、IPPAS 国内ワークショップを令和5年5月9日～11日に開催した。IPPAS ミッション受入れに向けて、原子力規制庁内外の関係機関と連携して準備を進めた。また、施設レビュー候補を美浜発電所とすることについて、関係機関と調整し、その結果を令和5年度第4回原子力規制委員会(令和5年4月12日)で了承した。また、レビュー対象モジュールについては、関係機関と調整し、令和5年度第32回原子力規制委員会(令和5年9月13日)で了承した。 令和5年9月21日～22日に、IPPAS 公式準備会合を開催し、令和6年7月22日～8月2日に IPPAS ミッション受入れること、レビュー対象範囲等を IAEA と合意するとともに、IPPAS ミッションを実施する上での調整事項を協議した。また、その結果を令和5年度第36回原子力規制委員会(令和5年10月4日)で報告を受けた。
チ	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年夏頃の IPPAS ミッション受入れに向けたプロセス(ワークショップ、準備会合等)を円滑に進めることができたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 庁内及び関係省庁等から 66 名の出席者を集め、IPPAS 国内ワークショップを令和5年5月9日～11日に開催した。IPPAS ミッション受入れに向けて、庁内外の関係機関と連携して準備を進めた。また、施設レビュー候補を美浜発電所とすることについて、関係機関と調整し、その結果を令和5年度第4回原子力規制委員会(令和5年4月12日)で了承した。また、レビュー対象モジュールについては、関係機関と調整し、令和5年度第32回原子力規制委員会(令和5年9月13日)で了承した。(再掲) 令和5年9月21日～22日に、IPPAS 公式準備会合を開催し、令和6年7月22日～8月2日に IPPAS ミッション受け入れること、レビュー対象範囲等を IAEA と合意するとともに、IPPAS ミッションを実施する上での調整事項を協議した。また、その結果を令和5年度第36回原子力規制委員会(令和5年10月4日)で報告を受けた。(再掲)

(③ 管理業務の確実な遂行)

- 行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。(Ⅱ)
- ※₁ 今後数年にわたる規制上の課題を整理した上で、組織構成及び人員配置等の資源配分がそれに見合ったものになっているかを検討する。また、その結果について必要な措置を講ずる。(Ⅱ)
- 職員の多様性に配慮するとともに、仕事と生活の調和が図られるよう、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供する。(Ⅱ)
- 特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員が言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職は職員と定期的に1on1ミーティングを行う。(Ⅱ)
- 令和4年度に実施した多面観察(360度評価)の試行結果を踏まえ、本格運用を行う。(Ⅱ)
- 原子力安全人材育成センターが保有する個人の力量に関する情報や、人事課が保有する個人の希望や経験に関する情報など、業務分担や任用に活用できる情報を特定した上で、人事管理システムに集約していくことを目標とし、令和5年度中に概念設計を行う。(Ⅱ)
- [再掲]委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。(Ⅱ)
- より働きやすい職場環境を醸成する観点から、庁舎管理を適切に行うとともに、職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行う。(Ⅰ)
- 情報システムの安定的な運営を行う(Ⅰ)
- 会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(Ⅰ)

※₁:「…また、その結果を機構・定員要求や採用・任用等に活用していく。(Ⅱ)」から、長期的に対応を検討していくものであり、令和6年度の機構・定員要求や採用・任用等への活用を評価することは指標として不適切であるため、変更。

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	<ul style="list-style-type: none"> 行政文書管理に係る体制整備、行政文書の管理に関するガイドライン等の改正を踏まえ、電子的管理を効率的に進めるため新たなルールの運用・定着化を図るとともに、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 電子的管理において、行政文書管理におけるデジタル化への対応に関する内閣府大臣官房公文書管理課長通知の改正に伴い、同改正により新たに規定されたチャットツールの取扱いについて、その運用ルールをまとめ、周知した。 行政文書の管理に関するガイドライン等の改正(令和6年4月1日施行)が予定されている中、同改正に伴う、原子力規制委員会行政文書管理規則等改正の同日施行に向けて取組むとともに、同改正に基づく各課室における保存期間表の改正を推進し、新たなルールの運用・定着化等を図っている。
イ	<ul style="list-style-type: none"> 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め、適切な文書管理業務を実施するための研修・監査等を適切に実施したか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 上記ガイドライン等の令和4年改正に伴い、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施できるよう研修資料を全面的に改訂したことを踏まえ、当該資料をより平易にすべく整理し、係る研修等を適切に実施した。 本年9月に行った全庁的な行政文書点検の結果を踏まえ、ルールに則った適切な文書管理の観点から同11月に行政文書監査を実施し、監査対象課室等に対して適切な文書管理に必要な指導を行うとともに、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識の深化を図った。
ウ	<ul style="list-style-type: none"> 今後数年にわたる規制上の課題やそれを踏まえた資源配分の在り方を検討したか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 今後数年にわたる規制上の課題やそれを踏まえた資源配分の在り方について検討を行ったところ、戦略的広報、業務改善等の組織的な課題が抽出された。庁内横断的な業務改善推進チームを立ち上げ、こうした課題の解決に取り組んでいる。
エ	<ul style="list-style-type: none"> ※₂ 検討した結果について必要な措置を講じたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 上記検討を踏まえて、今後必要な措置を講ずる予定。

			・高経年化した発電用原子炉施設の審査を厳正かつ着実に実施するための安全規制管理官(高経年化審査担当)の機構要求を行い、令和6年度から新設する。
オ	※ ₃ 障害者雇用の維持・拡大など職員の多様性に配慮するとともに、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供できたか。	S	・障害者の法定雇用率2.6%を大幅に上回る雇用率を達成した(実雇用率3.51%)。人事課内の体制については、協働推進室に専任で2名の支援者(非常勤職員)を配属し、障害者の個々人に寄り添った細やかなケアを進め、更なる強化を図るため、支援者1名を常勤化した。また、外部の公認心理師等の専門家によるカウンセリングを延べ64名に行い業務面・体調面の状況や業務の不明点、職場への要望等を聞き取り、適切な安全配慮を行った。 ・保健師による相談体制を整備し、健康診断後の助言や生活改善方法などの保健指導を積極的に行った。 ・育児や介護と仕事の両立支援制度に関する研修を実施することで制度の周知を図るとともに、わかりやすく情報を閲覧できるように人事課のイントラを刷新した。 ・勤務時間管理システムを活用した休暇・フレックス・テレワーク申請を本格導入し、業務効率化及びペーパーレス化を推進した。
カ	・内閣人事局等が実施する職員アンケート結果などにおいて、職員の満足度を確認できたか。	A	・「国家公務員の働き方改革と女性職員活躍に関する実態等を把握するための職員アンケート」(令和4年度分)の調査結果の確認・分析により新しい働き方に関する職員の満足度が高いことを確認した。
キ	・管理職は定期的に1on1ミーティングを行うことができたか。	A	・管理職による1on1ミーティングの実施を確実なものとするために、人事評価への記載を求めた。令和5年度上期人事評価の結果に基づき取組状況を確認した上で、引き続き、人事評価の目標として明記すること及び年度内の1on1ミーティングの実施について、周知を行った。
ク	・多面観察(360度評価)の本格運用を行ったか。	A	・令和4年度に実施した多面観察の実施結果をとりまとめ、被評価者に総括補佐を含める等の改善を盛り込んだうえで、令和6年1月から評価を実施した。評価結果の取りまとめを行い、3月に被評価者へのフィードバックを行う予定。
ケ	・上司によるマネジメント能力の向上について、アンケート等を通じて改善を確認できたか。	A	・上述の多面観察を通して、上司のマネジメントについて低い評価に関連する記載があった職員に対し、その内容を伝達し、マネジメントの気づきを促す取組を行った。また、当該職員の上司にもこのことを共有し、人事評価目標の設定にも活用するように周知した。
コ	・原子力安全人材育成センターや人事課が保有する、業務分担や任用に活用できる情報を特定できたか。それらの情報を集約し活用する仕組みの概念設計ができたか。	A	・原子力安全人材育成センターや人事課がそれぞれ保有する勤務記録や研修受講歴など任用等に活用できる情報を特定し、特定した情報を勤怠人事管理システムに集約すべく、データ移行にあたっての概念設計(課題の抽出や対応方針策定等)を行った。
サ	・[再掲]仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。	S	・令和4年度の安全文化アンケートで抽出された「若手・中堅の働きがい」と「職員間の繋がりが」の課題を踏まえ、役職や年代を問わず委員を含む職員間のコミュニケーションを活性化するために、課題解決を通じたチームビルディングによる組織内の連帯感の醸成を目的とした新たな研修を企画し、令和5年10月3日に実施した。 ・職員間や職員の家族、環境省職員等とのコミュニケーション活性化及び庁内業務理解の促進や職員のキャリアパスの一助とすること等を目的に、新たに「規制庁職場参観日」を企画・運営し、令和5年8月9日及び12月26日の計2回実施した。
シ	・庁舎管理を適切に行えたか。職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行い、職場環境の改善に寄与したか。	A	・庁舎管理に係る各種事務手続きを適時適切に処理するとともに、耐用年数を経過した老朽化物品については調達を行い、職場環境の改善に寄与した。 ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、執務室の改善に向けて他省庁等の現状調査を行い、フリーアドレス化を含む職場環境の改善及び必要な物品の購入を行った。
ス	・情報システムの安定的な運営を実現したか。また、働き方改革など時代変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。	A	・運用事業者と連携して、第3次行政LANシステムの運用管理及び保守について、安定的な運用を行った。また、全職員がテレワークを行うことが可能なシステムを提供した。
セ	・安全研究用解析ネットワークシステムについて、次期システムの構築が実施できたか。	A	・次期システムへの更改によって、テレワーク時にも利用可能とする等、利便性の向上を図った。
ソ	・予算の適切な執行管理を行えたか。	A	・全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。引き続き適切に実施する。
※ ₂ :「検討した結果を令和6年度機構・定員要求や採用・任用等に活用したか。」から、長期的に対応を検討していくものであり、令和6年度の機構・定員要求や採用・任用等への活用を評価することは指標として不適切であるため、変更。			
※ ₃ :「育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供できたか。」から、計画策定の段階で職員の多様性に配慮する取組について評価できる指標になっていなかったため変更。			
(④ 訴訟事務及び法令審査)			
・訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(Ⅰ)			
・訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(Ⅱ)			
・法令審査及び法令相談への対応を行うことで、各部署で適切な法令等の立案及び運用ができるよう、支援する。また、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。(Ⅰ)			
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	

ア	・訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。	A	・業務量を踏まえ柔軟に体制の見直しを行い、上席審理調整官等の新組織の設置を行った。また、公判に提出する準備書面の検討等について関係機関とも連携して適切に対応することができた。
イ	・訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。	A	・原子力規制庁内関係部署の適切な支援の下、準備書面の作成等に必要な有効な調査を実施することができた。また、これまでの調査結果を適切に管理する体制について検討した。
ウ	・各部署で適切な法令等の立案及び運用ができるよう、支援できたか。	A	・法令審査や法令相談を通じ、関係部署が所管法令に基づく企画、立案、規制の実施等を適切に行えるよう支援した。政令2件、規則5件、告示10件等の法令審査を行った。法令相談については案件に応じて適切に対応した。
エ	・必要に応じてマニュアルの見直しを行うことができたか。	A	・意見公募手続マニュアルを令和5年4月に、法令立案マニュアルを6月に更新し、庁全体の立案技術の向上を図った。

施策名	(3) 職員の確保と育成	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第1章第3節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第1章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		

(① 高い倫理観の保持)

・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、国家公務員法等の規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月と10月に服務規律及び公務員倫理に関する研修を新規採用職員・中途採用職員向けに実施した。 ・人事課のイントラへ新たに「倫理」のページを作成し、行動規範、注意喚起集、具体的対処、eラーニング用研修資料、人事院作成の事例集等を掲載し、職員への周知を図った。 ・12月の国家公務員倫理月間では、長官メッセージの配信に加え、各課室長メッセージを記載したポスターを執務室に掲示し、倫理をテーマとした課室内の意見交換会を推奨した。eラーニングの確認テストにおいては、8割の合格ラインを超える全問正解を目標に受講奨励したところ、令和4年度に比べ全問正解者が倍増し、職員の理解度が向上したことを確認した。さらに、「マンガで学ぶ! 公務員倫理教本」と併せて規制庁独自ルールを配付し、職員の公務員倫理に係る意識向上を図った。

(② 原子力規制人材の確保)

・応募者の増加に繋がる各種取組を行うとともに、新卒者・経験者を適切に選考し、人材を確保する。(I)

・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和5年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	S	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の取組により、新卒者については、152名の応募者数を得、令和4年度の128名より増加させた。 ① 業務説明会や職場体験プログラム(旧インターンシップ)を開催 ② 大学、高等専門学校及び高等学校の就職担当者への周知 ③ 学生の認知度向上のための新たな取組 また、中途採用の応募者数を増加させるため、令和4年度から継続し転職サイト、新聞広告、ポスター掲載を行うとともに、令和5年度より新たに駅や空港などの公共施設にポスター掲載する等掲載場所を拡充させた。さらに、中途採用の募集の機会を年2回に増やしている。結果として、経験者については、219名の応募を得、令和4年度の155名より増加させた。 以上の取組により、十分な応募者数を得られ、新卒者、経験者を適切に選考し、新卒者38名、経験者48名の内定者を確保した。

イ	<p>・行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ事業を実施するとともに、実績を把握したか。</p>	<p>A</p> <p>・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビューでの指摘事項を踏まえ、原子力規制庁職員の講師派遣及び事業に参加している学生に対し職場体験プログラム(旧インターシップ)などを通じた原子力規制庁への訪問の機会を拡大させることに、継続的に取り組んでいる。令和5年度においては、新たに3事業を採択したほか、令和2年度から令和4年度までの採択事業のうち計14事業を継続実施とし、合わせて17事業の補助を行っている。令和5年度下期には、事業参加学生らの原子力規制庁訪問実績を確認することに加え、調査委託を用いて事業の実績把握を行った。</p> <p>また、令和6年度の新規事業採択件数を確保するため、候補となる大学等10校に対し(2校の訪問、1校のオンライン形式による説明、7校の電話やメールでの紹介)、積極的に事業概要等の説明を行い、応募に向け周知を行った。</p> <p>さらに、より効果的な事業となるようこれまでに採択された補助対象者から要望や意見を聞き取るとともに、補助対象者との意見交換会を実施した。意見交換会の結果を踏まえ、令和6年度における事業実施方針を検討した。</p>
---	---	---

(③ 原子力規制人材の育成)

- ・国際会議、IRRS ミッション(レビューアとして)等への参加や国際機関等に職員を派遣することを通じて職員を育成する。(I)
- ・人材育成の基本方針に定めた職員の学習目標時間を念頭に、研修の充実を含む環境整備に努めるとともに、職員が実際に行った学習時間を把握する。(II)
- ・平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施する。(I)また、研修の質の向上に向けて教育訓練課程の有効性評価を行い、今後の改善等の方針を検討する。(II)
- ・知識管理とバックオフィス系業務を対象とした力量管理が連携した運用方法を確立し、本格運用を開始する。(II)
- ・キャリアパスイメージに沿った人材育成が行われることを確実にするため、キャリアコンサルティング体制を構築し運用する。(III)
- ・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(II)
- ・[再掲]委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。(II)
- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日)決定)及び令和4年度に策定した職員(研究職)のキャリアパスイメージを踏まえ、外部の研究機関との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、原子力規制庁の研究職に求められる役割を果たすことのできる人材を育成するための活動を行う。(II)
- ・安全研究の実施や研究職の育成に当たり、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行う。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	<p>・あらかじめ担当を決めた職員を定期的に国際会議に参加させることで、原子力規制人材の育成ができたか。</p>	A	<p>・国際会議への参画動向の集約、把握に努めるとともに、「国際業務への貢献」を共通の評価項目に加えた人事評価を令和5年度上期から実施した。これらの取組を通して、原子力規制人材の育成を行っている。</p>
イ	<p>・適切な数の職員を国際機関等に派遣することができたか。</p>	A	<p>・令和5年度は、国際原子力機関(IAEA)に8名を派遣した。また、米国原子力規制機関(NRC)に3名、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)及び英国原子力規制局(ONR)にそれぞれ1名を人事交流させた。</p> <p>希望調書等の情報を踏まえ、継続的に職員を国際機関等に派遣する計画を年度内に立案する見込み。</p>
ウ	<p>・職員が実際に行った学習時間を把握する仕組みを構築し、職員の平均学習時間を算出できたか。</p>	A	<p>・職員が実際に行った学習時間の把握を確実なものとするために、人事評価(業務評価)における業務目標への記載を必須とした。令和5年度上期の人事評価結果を取りまとめる際に職員の平均学習時間を確認した。</p>
エ	<p>・他組織が提供している研修に関する情報提供、自学習に適した教材の推薦、研修の充実等を含む環境整備を進められたか。</p>	A	<p>・他省庁主催の研修情報等を取りまとめ、原子力規制庁内に情報提供し、四半期ごとに情報を更新した。</p> <p>・改善提案を受けて、令和4年度の研修動画について内容を確認し、提供可能となったものについて、一般職員向けに提供を開始した。</p> <p>・知識ポータル内に格納されていた各情報の要否等を精査し、人材育成ポータル他に集約し、学習しやすい環境を整備した。</p>
オ	<p>・検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修を適切に実施できたか。</p>	A	<p>・令和5年5月に、第5期教育訓練課程(集中型)訓練生9名の課程が修了し、新たに第6期の訓練生5名が課程を開始するなど、教育訓練課程(集中型)を適切に運用している。</p> <p>・教育訓練課程(分散型)に対しても継続的に適切な研修を実施し、令和5年度上期には、分散型の課程から初めて訓練生2名がそれぞれ一つの基本資格を取得した。</p> <p>・集中型訓練生と同様に、分散型訓練生が課程の修了後に実務教育訓練を受講できるよう規定類の改定を図る等、課程の改善、充実を継続的に実施した。</p> <p>・教育訓練課程における全ての研修の実施後にアンケート調査を行い、訓練生から意見を抽出している。それを基に次回以降の研修の改善に向けて具体的な対応方針を作成し、担当部署における定期的な会合の場で確認を行っている。また、対応実施後の状況についても同会合において報告することで研修の継続的な改善を実施した。</p> <p>・教育訓練課程のうち一部研修を一般職員も受講可能とし、訓練生以外の職員に研修受講機会を拡充した。</p> <p>・中途採用職員の基本資格取得に係る教育訓練課程の受講について検討を開始した。</p>

カ	・教育訓練課程の有効性評価を行い、研修の質の向上につながったか。	A	・教育訓練課程を修了した者・その上司、原子力安全人材育成センターの上席指導官・技術参与等を対象としたアンケート及びインタビューを行うなどの調査を実施した。その結果を踏まえ、訓練生のモチベーション向上のための方策、理解の定着や実務につながるアウトプット型のカリキュラムの拡充など次年度からの運用を目指して改善策の検討を開始した。
キ	・バックオフィス系業務の力量管理の本格運用を開始したか。	A	・契約業務を担う職員を対象とする力量管理について、実施要領の作成や勤怠人事管理システムを活用した入力環境整備等の準備を進め令和5年12月から運用を開始した。
ク	・キャリアコンサルティング体制を構築し運用できたか。また、希望調査における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」の自己評価が、改善しているか。	S	・職員の希望を踏まえつつ、キャリアパスイメージに沿った人材育成や人事上の配慮が行われることを確実にするため、また異動時の職員の不安等を軽減するため、キャリアコンサルティング体制を構築し運用を開始した。また、キャリアパスにおける位置づけ等が異動対象者にワンボイスで伝わる取組を実施した。これらの取組の結果として、希望調査書における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」については、「満足している」と回答した職員が令和4年度と比べ2.3%増加(過去1年以内の異動者に限定した場合、7.0%増加)しており、一定程度の成果があった。
ケ	・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。	A	・グループウェア上の相談スペースに投稿された地方事務所からの要望等について、ニーズの緊急性、優先度を考慮しつつ原子力規制庁関係部署と連携し課題解決を図っている。具体的には、インフラ整備等に関するニーズ調査を原子力規制事務所等に実施し、猛暑対策、健康管理を優先しつつ、設備品の更新や各所修繕工事の実施等、今期実現可能なニーズは全件着手し、執務室及び宿舍住居環境の改善に努めた。 担当指定職・管理職によるMO(マネジメントオブザベーション)を行うことで、事務所検査官のニーズ調査を行い、課題の改善を図った。また、新たな検査業務システムを導入する為の契約手続き、勉強会を開催することにより、検査業務の効率化を進めている。
コ	・[再掲]仕組みを検討し、試行した結果から課題を抽出できたか。	S	・令和4年度の安全文化アンケートで抽出された「若手・中堅の働きがい」と「職員間の繋がり」の課題を踏まえ、役職や年代を問わず委員を含む職員間のコミュニケーションを活性化するために、課題解決を通じたチームビルディングによる組織内の連帯感の醸成を目的とした新たな研修を企画し、令和5年10月3日に実施した。 ・職員間や職員の家族、環境省職員等とのコミュニケーション活性化及び庁内業務理解の促進や職員のキャリアパスの一助とすること等を目的に、新たに「規制庁職場参観日」を企画・運営し、令和5年8月9日及び12月26日の計2回実施した。
サ	・外部の研究機関との人事交流や共同研究等を積極的に実施したか。	A	・大学やJAEA等と18件の共同研究を実施したほか、JAEAへ研究職1名を派遣し、試験研究に専従させた。また、国内の大学院留学先拡大に向けた調整を行うなど、研究職の人材育成及び研究環境整備を積極的に実施した。
シ	・研究職がそれぞれのキャリアステップに応じて求められる人材像を達成するための取組を組織的・計画的に行い、原子力規制庁の研究職として求められる研究人材の育成を行ったか。	A	・技術基盤グループ内の研究職が、他者と議論する力、分野横断的な視野を持つよう、18件の安全研究セミナー(研究の成果やその過程で得た経験を、基盤グループ内で定期的に発表して議論を行い、研究の品質を高めていく活動)を企画し、開催した。 ・技術基盤グループ若手研究職などを対象に、今後のキャリアパスについて2回面談を実施した。 ・13名の研究職が博士号を取得すべく大学院に在学しており、このうち3名が年度内に博士号を取得する見込み。 ・研究に専念できる体制整備のため、各研究部門に行政職を1名ずつ配置すべく機構・定員要求を行い、認められたことから、令和6年度より人員配置を行うための調整を行った。 ・研究職の昇格審査基準を策定し、技術基盤グループ内で説明会を開催するとともに、この基準を運用し、7月に昇格審査を実施した。
ス	・研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行ったか。	A	・研究倫理の研修についてはAPRIN eラーニングプログラムを利用し、基盤グループ内の職員を対象に上期に15単元の研修を、下期に10単元以上の研修を選び受講させ、年度内に基盤グループ内の全ての職員について研修完了を確認する見込み。 ・また、研究者としての基本的姿勢を徹底させるために、品質管理や技術アドバイザーによる指導を実施した。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
				定性指標	定量指標
施策毎の評価		(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践		A(S評価:3、A評価:18)	A評価:2
		(2)規制業務を支える業務基盤の充実		A(S評価:3、A評価:35)	
		(3)職員の確保と育成		A(S評価:3、A評価:13)	A評価:1、B評価:1
評価・分析				次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)	
(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践					
①ク	S	分かりやすい説明資料の作成に当たっては、分かりやすい説明チームの提案及びサポートに基づき、各担当課室において資料を作成するという方法をほぼ確立しつつある。 また、定例会合等の議題以外のテーマについても、分かりやすい説明資料の作成に着手している。		定例会合等の議題以外のテーマとして、原子力規制に係る基本的事項等の説明資料を作成するとともに、その効果的な公開方法を検討していく。また、高度な原子力特有の技術領域をどこまで平易な表現で分かりやすく説明できるかについて、試行をしていく。	
①ケ	S	令和5年度のインターネット配信等の委託業務について、競争入札の結果、未経験の事業者が受託者となった関係で、ヒューマンエラーや機材トラブル等の複合的なトラブルが多数発生した。それらの影響による会合等の遅延や、記録の一部欠損等のトラブルへの発展も生じたが、班員が積極的に事業者を監督及び実際の業務をフォローすること等により継続的な改善を行ったことで、会合等の完全な中止や記録の喪失等を防ぐことができた。		令和5年度発生したトラブル等を基に、継続してインターネット配信に関連する調達・更改を実施する。	
③ウ	S	安全文化アンケートで抽出された課題を踏まえたコミュニケーション活性化のための施策として、チームビルディング研修や規制庁職場参観日等新規の取組を実施し、これらについてアンケート等を通じて一定の効果が認められた。		令和5年度に新規に実施した施策の効果等を分析し継続的な改善を図るほか、委員も含めた課室を超えた職員間のコミュニケーションを活性化させるために必要な仕組み等について更に検討を進める。	
(2)規制業務を支える業務基盤の充実					
①ア	S	原子力規制委員会年度業務計画の変更について、手順を検討し変更内容等が適切に管理された状態で変更を決定した。		令和6年度以降も原子力規制委員会年度業務計画の見直しを適切に実施するため、令和5年度の計画変更が順当であったか等の観点から令和5年度末評価を分析するほか、変更手順の文書化や計画の見直し等に係る考え方の庁内への啓蒙等を実施する。	
③オ	S	<ul style="list-style-type: none"> 人事課内の体制を強化し、障害者の個々人に寄り添った細やかなケアを進め、業務面・体調面の状況や業務の不明点、職場への要望等を聞き取り、適切な安全配慮を行ったことにより、法定雇用率を大幅に上回る雇用率を達成した。 職員の健康診断後の助言や生活改善方法などの保健指導を行うため、保健師による相談体制を整備し、職員への保健指導を積極的に行った。健康診断結果から生活習慣の改善や受診の目安・タイミングなどを専門的な立場から指導することができ、将来的な病気やケガをしないための予防医療につなげることができた。 勤務時間管理システムを活用した休暇・フレックス・テレワーク申請の本格導入を実施し、紙媒体の休暇簿を使用していた各課室の業務効率化及びペーパーレス化を推進した。 		<ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率の達成に留まることなく、障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を進めるため、障害者支援機関との連携強化や支援者の新規採用または職員からの選任等を行い、職場定着に向けた更なる取組を進めていく。支援者・相談員向けの各種セミナーの受講推奨や、障害者とともに働く職員向けの研修を企画・実施し、障害者に関する知見向上や理解促進を進める。 健診結果からの指導のみならず、食生活改善をテーマにした研修会の実施や健康習慣を身につける企画の開催など、保健師による保健指導を積極的に活かし、職員の健康管理意識の向上に資する取組を進める。 勤務時間管理システムの円滑な運用を行うとともに、システム改修の進捗状況を確認しつつ、さらに運用範囲を広げていくこととする。 	
(3)職員の確保と育成					
定量	B	官庁訪問者数124名に占める女性割合が26.6%(33名)であり、新規採用者に占める女性割合を増加させる機会に恵まれなかった。		現行の取組について、より積極的に継続して実施し、女性を含む官庁訪問者数全体の増加を図ることで、政府目標を達成したい。	
②ア	S	十分な応募者数を増やす取組として、新卒者向けには業務説明会の増加、理系大学や高等専門学校の就職担当者への訪問など、経験者向けには応募の機会を増やすなど、令和4年度より積極的に採用活動を行ったことから応募者数を増やすことができた。これにより、適切に選考でき、人材を確保することが可能となった。			
③ク	S	職員に対するキャリアコンサルティングの取組や異動者に対するキャリアパスの位置づけ等をワンボイスで伝える取組を着実に行うことで、職員に寄り添いキャリアパスに沿った人材育成や人事上の配慮が行われ、また異動時の不安等を軽減させたことから、任用満足度の改善が図られた。			

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和5年度マネジメントレビュー(第2回)(令和5年度第68回原子力規制委員会(令和5年3月6日)) 令和5年度原子力規制委員会年次報告(令和6年6月7日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

令和5年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
施策の概要	(1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は3.を参照) ・事業者による安全性向上評価の運用改善に向けた検討を行うとともに、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。 ・原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。 <p>(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。 ・国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。 ・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。 <p>(3)改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着及び継続的改善を図り、検査の効果及び効率を向上させる。 ・事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。 <p>(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。 ・審査を着実に進めていくため、審査プロセスの改善を継続的に行う。 ・バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、円滑かつ効果的な運用を図る。 ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。 ・リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。 ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。 ・事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。また、最終処分の安全確保に関する安全研究を進める。 ・IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。 ・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。 ・開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。 					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	9,079	9,798	9,494	9,516	9,176
	補正予算(b)	145	0	0	0	0
	繰越し等(c)	▲265	128	538	▲33	483
	合計(a+b+c)	8,958	9,926	10,032	9,483	9,659
	執行額(百万円)	7,426	8,109	8,398	7,713	7,776

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A
		0	0	0	0	0		
	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数	0	0	0	0	0		A
		0	0	0	0	0		
	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	0	0	0	0	0		A
		0	0	0	0	0		

施策名	(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第2章第1節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第2章第1節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。(I)</p> <p>・法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)(I)</p> <p>・対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(III)</p> <p>・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署と連携して、対応する。(II)</p> <p>・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)</p> <p>・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換等を行い、運用改善に向けた検討を行うとともに必要に応じて見直しの検討を進める。(II)</p> <p>・試験炉及び使用施設を対象とした意見交換会を定期的に行い、規制要求に対する理解啓発に継続的に取り組む。(I)</p> <p>・事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。(I)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	<p>・設置変更許可申請、設計及び工事の計画の認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。</p>	A	<p>・審査について、形式主義を排し慢心を戒める姿勢を常に堅持しつつ、科学的・技術的な見地から、安全上の特性に応じて厳正かつ着実に審査を実施した。</p> <p>・実用炉の審査については、東北電力女川原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可、中国電力島根原子力発電所2号炉の本体施設に係る設計及び工事の計画の認可、日本原子力発電東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の変更の認可を行うなど、設置変更許可6件、設計及び工事の計画の(変更)認可58件、保安規定変更認可24件、廃止措置計画変更認可4件、型式証明3件及び型式指定1件の処分を行った。</p> <p>・試験研究炉等の審査については、JAEA 高速実験炉原子炉施設(以下常陽)という。)の設置変更許可の審査が、ナトリウム冷却型高速炉の審査であることを踏まえ、様々な審査プロセスの改善の工夫を講ずることで論点を明確にし、設置変更許可の処分を行った。設工認の審査においては、審査の漏れを防止等するため、許可申請書上の設備等と設工認の要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。審査会合においては、事前に指摘事項をまとめ、担当間で議論を行い、審査会合後には、ラップアップを通じて指摘した内容の認識に相違がないかの確認をしている。</p> <p>・核燃料施設の審査については、日本原燃の審査が長期化しているため、担当者間のみならず、担当部署の安全規制管理官と執行役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じている。審査会合においては、原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図っている他、ヒアリングでは事業者に対応が必要な事項に関する認識を確認する時間を設ける等の工夫を行った。ウラン加工事業者については、令和4年に意見交換会等を行い整理した「審査の考え方」に基づき、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した上で、効率的な審査が実施できるよう共通認識を持って審査を進めた。</p> <p>・地震・津波等に関する新規規制基準適合性審査については、施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるなど厳正かつ適切に実施した。また、担当部署においては3つのグループで審査を行っているため、グループ間で考え方の差異が生じないように原則週1回以上のペースで審査チームにおいて審査における論点、課題等に関する意見交換を行った上で審査会合を開催した。泊発電所3号炉の基準地震動の策定、東通発電所1号炉の震源を特定せず策定する地震動及び震源を特定して策定する地震動、津波の組合せ評価、浜岡原子力発電所3・4号炉の基準地震動の策定及び地震以外による津波についておおむね妥当な検討がなされたことと評価した。なお、敦賀発電所2号炉については、令和5年8月31日にK断層の活動性及び原子炉建屋直下を通過する破碎帯とK断層の連続性関係する部分について、補正を行うための申請がなされたため原子力規制委員会において、今後の対応方針とともに審査会合を再開することについて了承し、令和5年9月22日の審査会合において、補正内容、今後の審査の進め方等について審議した。また、審査資料上議論のある論点について、議論の前提となる認識を共有し、審査を確実に進めるために、現地調査を4回(女川特重、島根特重、泊(火山)、敦賀(K断層の活動性))を行った。</p> <p>・標準応答スペクトルの取り入れに関する審査については、四国電力伊方発電所3号炉、日本原電東海第二発電所並びに九州電力川内原子力発電所1・2号炉及び玄海原子力発電所3・4号炉の設置変更許可、日本原燃再処理施設・MOX加工施設・廃棄物管理施設の事業変更許可、リサイクル燃料貯蔵の設工認可並びに京都大学複合原子力科学研究所研究用原子炉の設置変更承認を行った。</p> <p>・標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る設計及び工事の計画の認可及び使用前確認(以下「後段規制」という。)に係る経過措置の終期(以下「後段規制の経過措置の終期」という。)については、改正後の解釈に基づく設置変更許可等の審査が進み、各施設への影響の詳細や工事の規模・見直し等が明らかになった時点で、全施設一律の終期を定めるとしていたことから、事業者等からの意見聴取を行い、当該意見聴取結果等を踏まえ、後段規制の経過措置の終期について、設置変更許可等の経過措置</p>

		<p>の終期から5年後の令和 11 年4月 19 日以後最初の定期事業者検査終了日とするなどの方針を了承した。その後、年度内に、当該方針を踏まえて後段規制の経過措置の終期を定めるための規程について意見公募を実施し、その結果等を踏まえた上で当該規程を決定する予定である。</p>
イ	<p>・設置変更許可において審査の漏れを防止し、施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査漏れの防止や安全上の施設の特徴・重要度に応じた適切な審査に向けた以下の活動を実施した。 ・実用炉の審査については、審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当する原子力規制委員(以下「担当委員」という。)及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。また、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図っている。審査に際しては、審査対象条文を網羅的に整理・確認した上で、各条文への基準適合性を確認した。また、各審査チームの審査官等が参加する横断的な会議の中で、審査の課題や知見を共有及び議論し、得られた知見を必要に応じて執務要領等に反映した。 ・試験研究炉等の審査については、JAEA 常陽の設置変更許可が、ナトリウム冷却型高速炉の特徴を考慮したグレーデッドアプローチの適用の観点から、原子力規制委員会において今後の審査の進め方を議論し、審査の結果を取りまとめ、設置変更許可の処分を行った。設工認の審査においては、審査の漏れを防止等するため、許可申請書上の設備等と設工認の要求事項との対応表等を活用している。 ・核燃料施設の審査については、審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当委員及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。また、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。 ・地震・津波等に関する審査については、審査会合前に論点ごとの指摘事項を明確化した上で、担当委員、担当指定職と議論を行うことで、審査会合の効率的・効果的な運営を図った。また、審査会合において、審査チームからの指摘事項等について審査会合の最後に相互の共通認識を行った。さらに、審査会合終了後のラップアップを始めとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。
ウ	<p>・審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用炉の審査については、「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れ」及び「実用炉審査プロセスマニュアル」を改正し、原子力規制委員会として了承した審査方針等を文書内に取り入れ、運用の明確化を図った。また、新規に配属された審査官等に対し、審査業務執務要領等の利用を周知することで、当該職員らが業務を円滑に把握できるよう取り組んだ。 ・試験研究炉等の審査については、試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用に係る審査業務の流れの更新を行った。また、原子炉等規制法等に定められている手続のうち、担当部署が所掌する全ての手続を対象に整備した、標準業務プロセス、チェックシートを着実に運用するとともに、自ら発見した不適合に対する是正処置としてチェックシートの見直しも行った。試験炉に係る事例集については、多数の許認可審査案件に注力したこと、また、文部科学省の旧内規の精査に時間を要したことから、令和5年度は作成に着手することはせず、令和6年度に長期施設管理方針及び品質管理に必要な体制の整備に関する説明書に重点を置いて整備を進める方針である。使用施設に係る事例集のうち火災、閉じ込め及び遮蔽については、整備が完了したため、令和6年3月に意見交換会で紹介する見込みであり、残りの事例集は令和6年度以降に順に整備する予定である。 ・核燃料施設の審査については、再処理・加工・貯蔵・廃棄・輸送すべての「審査業務の流れ」について全体的に見直しを図り、改訂・HP 公開を行った。また、「核燃料施設審査プロセスマニュアル」改正するとともに、当該マニュアル及びそれに紐づく各班の下部マニュアルを関係者に対して共有した。 ・地震・津波等に関する審査については、地震・津波審査プロセスマニュアルの主に形式面の記載内容の見直しを行った。
エ	<p>・原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査を所定のガイドを用いておおむね年度の検査計画どおりに実施した。 ・第1四半期において9件(うち核物質防護事案1件)、第2四半期において6件(うち核物質防護事案1件)並びに第3四半期において3件(うち核物質防護事案1件)を検査指摘事項等として挙げ、適切に評価した。 ・法定確認行為については、申請に基づき、法定確認ガイドを用いた原子力規制検査結果を踏まえ、技術上の基準に適合していることを適切に確認した。従前の制度である使用前検査についても、高浜発電所1、2号機等の各申請に基づき適切に実施した。 ・実用炉については、令和5年度第1四半期の高浜発電所3号機の安全実績指標(PI)の評価が「白」となることを受け、高浜3号機の対応区分を第2区分に変更することを了承し、追加検査の実施に係る通知を決定の上、事業者に発出する等適切に対応した。 ・また、令和5年度第 18 回原子力規制委員会臨時会議(令和5年6月 22 日)において、東京電力に対して平成 29 年 12 月に行った適格性に関する判断について、再確認を行うに当たっての準備を行うよう原子力規制庁に指示した。令和5年度第 21 回原子力規制委員会(令和5年7月 12 日)において、原子力規制庁が示した平成 29 年の適格性判断の再確認の進め方について了承した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力の適格性判断の再確認については、公開会合(令和5年8月31日)を開催し、東京電力から7つの基本姿勢の取組状況を聴取した。その上で、保安規定に定める「原子力事業者としての基本姿勢」遵守のための取組の実績を確認するため、東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所において原子力規制検査を実施した。その後山中原子力規制委員会委員長、伴原子力規制委員会委員による現地視察(令和5年12月11日)、東京電力社長との意見交換(令和5年12月20日)の結果を踏まえ、令和5年度第56回原子力規制委員会(令和5年12月27日)において平成29年の適格性審査の結論を変更する理由はないと判断した。 ・なお、適格性判断の再確認では、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施した。 	
オ	<p>・東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> ・フェーズⅡの追加検査の状況について、令和5年度第4回原子力規制委員会臨時会議(令和5年4月12日)で報告した。その後、フェーズⅡまでの追加検査結果について原子力規制委員会に報告を受け(令和5年度第8回原子力規制委員会臨時会議(令和5年5月10日)、)、令和5年度第10回原子力規制委員会(令和5年5月17日)でフェーズⅡまでの追加検査結果及びフェーズⅡの追加検査で確認された4つの検査気付き事項(正常な監視の実現、実効あるPPCAPの実現、改善された変更管理の運用の徹底、実効性のある行動観察を通じた一過性のものとししない取組の実践)それぞれに対するフェーズⅢの追加検査における確認方針について了承した。 ・確認方針に従った検査の状況について、4回報告を受けた(令和5年度第16回原子力規制委員会臨時会議(令和5年6月14日)、令和5年度第26回原子力規制委員会臨時会議(令和5年8月2日)、令和5年度第34回原子力規制委員会臨時会議(令和5年9月20日)、令和5年度第43回原子力規制委員会臨時会議(令和5年11月14日))。 ・フェーズⅢまでの追加検査結果を取りまとめた「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書(案)(核物質防護に係る追加検査)」について3回報告を受け(令和5年度第49回原子力規制委員会臨時会議(令和5年11月29日)、令和5年度第50回原子力規制委員会臨時会議(令和5年12月4日)、令和5年度第51回原子力規制委員会(令和5年12月6日))、令和5年度第51回原子力規制委員会(令和5年12月6日)で東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の対応について討議を行った。討議の結果に基づき、令和5年12月11日に山中原子力規制委員会委員長及び伴原子力規制委員会委員は、「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書(案)(核物質防護に係る追加検査)」に記載された東京電力の改善の状況を確認するため、同発電所で現地調査を実施し、令和5年度第54回原子力規制委員会(令和5年12月20日)で核物質防護の改善等について、東京電力の社長と意見交換を行った。 ・以上の結果を踏まえ、令和5年度第56回原子力規制委員会(令和5年12月27日)で、フェーズⅢまでの検査結果を取りまとめた「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子力規制検査報告書(核物質防護に係る追加検査)」を了承し、同発電所に対する原子力規制検査の対応区分を第4区分から第1区分に変更した。 ・追加検査は、原子力規制検査で重大な事案に対して行うものであり、その重要性から、検査の実施状況について原子力規制委員会から適時・適切に報告すると共に、検査の方針や確認の視点なども同委員会での議論を踏まえ定めるなど、慎重に進めてきたところである。このため、検査時間として当初2,000人・時間を想定していたところ、最終的に4,268人・時間となり、また、原子力規制委員会として初めて、関係者の具体的な行動やふるまいを確認する検査手法である行動観察を採用するなど、厳正に検査を実施した。
カ	<p>・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署と連携して、確実に対応できたか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理下でない放射性物質対応チーム」の下、関係部署と連携し、相談者と丁寧にコミュニケーションを図り対応した。また、愛知県、岐阜県、滋賀県及び佐賀県で発生した湧き出しにおいて、核燃料物質の保管等、安全確保について現地確認を行った。 ・廃止措置を希望している一部の非該当使用者について、現場の状況確認、核燃料物質の譲渡先との調整等、廃止措置が円滑に進捗するよう適切な対応を行った。 ・湧き出しの集約管理について、文部科学省及び内閣府と面談を行い、集約管理によりリスクを減少したいと考えている旨を伝えた。 ・利用実態のない核燃料物質のうち、湧き出し核燃料物質に範囲を絞って、JAEAでの集約管理のスキームを構築するための検討を新たに開始した。 ・法律に基づく許可を受けていない核燃料物質、核原料物質、また、それらと疑われる放射性物質を発見した場合の問い合わせに対して、関係部署間で連携して対応している。 ・法律に基づく許可を受けていない核燃料物質、核原料物質、また、それらと疑われる放射性物質を発見した場合の問い合わせに対して、関係部署間で連携して対応している。
キ	<p>・事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉については、関西電力大飯発電所3・4号炉、高浜発電所3・4号炉及び美浜発電所3号炉、九州電力川内原子力発電所1・2号炉及び玄海原子力発電所3・4号炉並びに四国電力伊方発電所3号炉の安全性向上評価の届出について、確認結果を取りまとめた。 ・試験研究炉等の審査については、運転を開始した日以後30年を経過した試験研究炉における保安規

		<p>定への長期施設管理方針の追加等を目的とした事業者による定期安全レビューの確認や、審査における事業者とのコミュニケーションや行政相談を通じ、事業者の自主的な取組を促進させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料施設の審査については、各個別審査のヒアリング等において、事業者の基準解釈等が正確でなかった場合は、基準の考え方等を改めて説明し、また、事業者において検討が必要な課題及びその中長期的な進め方について、継続的にコミュニケーションを取って確認を行い、共通認識をもって、審査が進められるよう対応した。さらに、個別の審査ヒアリングとは別に、事業者から基準の考え方等について確認したい旨の申し出があった場合には、行政相談に対応するため面談の場を設けて、説明等を行った。 ・地震・津波等に関する審査については、自然ハザード関係の審査資料に誤り等があった事例が複数生じたことから、本件に係る被規制者向け情報通知文書を発出した。 ・原子力規制検査制度については、公開の意見交換会合を開催する等、事業者の取組や、事業者からの要望について、議論を行っている。 ・核燃料施設等の検査については、原子力規制庁が中心となって情報共有の場(核燃料施設等意見交換会議)を設け、原子力規制検査制度に係る事業者等の課題(重要度評価の考え方や基本検査運用ガイドの解釈など)や、事業者等からの良好事例の紹介など、事業者等の自主的な取組の促進となるように双方で有益となる定期的な情報交換を1回行った。 	
ク	・安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換等を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。	A	・基本部会を3回開催して、事業者からの意見聴取を含めて議論を行うなど、令和6年夏を目処に行う取りまとめに向けて、制度の見直し案の検討を実施した。
ケ	・試験炉設置者及び使用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。	A	・被規制者への安全規制に係る啓発を目的とした意見交換会について、使用施設を対象とした意見交換会を令和6年3月に開催し、使用者に対し使用規則の改正内容、事例集の紹介などを行う見込みである。試験炉を対象とした意見交換会については、開催の必要性を再度検討した結果、現時点において各設置者と共有すべき情報等がないこと、また、設置者から開催のニーズがないことから、令和6年度の開催を見送ることとした。
コ	・事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く。)については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。 ・令和5年1月30日に発生した高浜4号機の原子炉自動停止の法令報告事象について、被規制者向け情報通知文書を発出した。 ・核燃料施設の検査については、令和5年1月28日に日本原燃再処理事業所で発生した消防車の火災発生について、事業者のメンテナンス状況、日本原燃の原因と対策等について報告を受けた。 ・原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く。)については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。 ・令和5年10月17日に発生した高浜発電所3号機の蒸気発生器伝熱管損傷の法令報告事象については、令和5年度第39回原子力規制委員会(令和5年10月25日)において原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアルで定めた対応方針Cで対応する旨報告があり、原子力規制庁が関西電力との面談等を通じて確認を進めている。今後、原子力規制委員会で事業者の原因究明と再発防止対策に対する評価の報告を受ける予定である。 ・令和6年1月22日に発生した高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管損傷の法令報告事象については、令和5年度第60回原子力規制委員会(令和6年1月24日)において対応方針Cで対応する旨報告があり、原子力規制庁が関西電力との面談等を通じて確認を進めている。今後、原子力規制委員会で事業者の原因究明と再発防止対策に対する評価の報告を受ける予定である。 ・令和6年1月22日に発生した高浜発電所1号機の計画的な電気出力の抑制の法令報告事象については、令和5年度第62回原子力規制委員会(令和6年1月31日)において基本的には対応方針Bで対応する旨報告があり、原子力規制庁が関西電力との面談等を通じて確認を進めている。今後、原子力規制委員会で事業者の原因究明と再発防止対策に対する評価の報告を受ける予定である。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3.11 報告第 2 章第 2 節/令和 5 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 2 節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(Ⅰ) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (Ⅱ) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (Ⅲ) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(① 最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)			
<ul style="list-style-type: none"> 安全研究を通じて最新知見を蓄積し、得られた研究成果を積極的に公表する。(Ⅰ) 規制上の技術的課題を効果的に解決するために、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)等が行う国際共同研究へ積極的に参加する。(Ⅰ) 国内外の研究開発動向に係る情報や最新の科学的・技術的知見を収集・蓄積して分析し、中長期的な研究課題を検討する。また、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において規制上の対応方針等を検討する。特に、国内外で発生する自然事象に対する最新知見等については、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し、また必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。(Ⅰ) 安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を活用し、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援(技術支援)を行う。(Ⅰ) 			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	安全研究成果報告を取りまとめたか。NRA 技術報告、NRA 技術ノート、学術論文等を通じて、研究成果を積極的に公表したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に終了した4件の安全研究プロジェクトの安全研究成果報告を令和5年5月に公表した。また、令和5年度に終了する5件の安全研究プロジェクトの安全研究成果報告を、3月までに取りまとめることを予定している。 NRA 技術ノートを3件、論文(査読有)を 23 件、会議プロシーディングス(査読有)を 12 件公表した。
イ	国際共同研究へ参加し、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行い、知見を蓄積するとともに、国際動向に係る情報収集を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> OECD/NEA 等で行われているワーキンググループや国際研究プロジェクトに積極的に参加するとともに、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行い、諸外国が行っている規制・研究に係る情報を収集した。
ウ	国内外の研究開発動向や最新の科学的・技術的知見を収集・蓄積したか。また、これを分析し、必要に応じ中長期的な研究課題を検討したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国の規制動向、安全研究、国際基準、学会等の情報を収集し、規制との関連性が高い6件の最新知見を分析した。 中長期的に重要となると見込まれる課題に関し、国内外の最新情報を共有する会議を開催した。 以上の分析や議論等の結果を、中長期的な研究課題の検討の参考にした。
エ	何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見等に関する情報を抽出して技術情報検討会等において対応方針を検討したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 「要対応技術情報(案)」として技術情報検討会に報告する最新知見はなかったが、上記のとおり 学会や国際会議への参加、IAEA や OECD/NEA の活動への協力などを通して収集した6件の最新知見を分析した。
オ	安全研究成果を活用して、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制部等から発出された技術的依頼 51 件については、技術基盤課において各研究部門への依頼状況の確認、依頼された内容の把握を行い遅滞なく対応した。また、依頼内容の明確化等について依頼元の関係各課との調整を実施した。
(② 安全研究の積極的な実施)			
<ul style="list-style-type: none"> 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(令和元年度第 10 回原子力規制委員会(令和元年5月 29 日)決定)に基づき、規制上の課題を踏まえて安全研究の実施方針の策定を行うとともに、安全研究プロジェクトの評価を行う。(Ⅰ) 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年7月6日原子力規制委員会)等に基づき、安全研究を実施する。(Ⅰ) 研究手法の適切性、成果の信頼性、技術文書のレベル等を向上するために、安全研究プロセスの継続的な改善を図り、安全研究の品質向上に努める。(Ⅱ) 規制上の課題の解決に向けて柔軟に対応していくため、リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組強化や外部の研究機関との連携強化を図る。(Ⅱ) 			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	基本方針に基づき、規制上の課題を踏まえ令和6年度以降の実施方針を策定したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和6年度以降の安全研究に向けて)」(令和5年度第 21 回原子力規制委員会(令和5年7月 12 日)にて了承)を策定した。 令和7年度以降の実施方針については、規制上の課題について原子力規制部等と十分に議論した上で安全研究課題を特定できるよう、進め方を再検討した上で研究課題等調整会議を実施した。
イ	基本方針に基づき、安全研究プロジェクトの事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に終了した3件の安全研究プロジェクトの事後評価及び令和7年度に終了予定の2件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、令和5年度第 17 回原子力規制委員会(令和5年6月 21 日)において了承した。 平成 30 年度から令和2年度までに終了した 20 件の安全研究プロジェクトの追跡評価を原子力規制庁が実施した結果について、令和5年度第 17 回原子力規制委員会(令和5年6月 21 日)で報告を受けた。 令和6年度に開始する3件の安全研究プロジェクトの事前評価を実施し、令和5年度第 59 回原子力規制委員会(令和6年1月 17 日)において了承した。
ウ	実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究を適切に実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」に基づき、研究部門における 19 件の安全研究プロジェクトについて、令和5年7月に令和5年度安全研究計画として取りまとめた。

		公表するとともに、これらがスケジュールどおりに遂行していることを確認した。
エ	・安全研究プロセスの継続的な改善を図り、質の高い安全研究を行うための取組を行ったか。	A ・安全研究プロセス改善会議を3回開催し、TSO(技術支援機関)としての技術基盤グループのあり方について議論を行い、結果を取りまとめた。また、TSOのあり方については、原子力規制委員会において議論を行うための準備・調整を進めた。 ・安全研究のプロセスを改善する活動の一環として、学術論文の査読時に指摘されやすい事項を研究職にフィードバックする取組を開始した。
オ	・リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組を強化したか。外部の研究機関との連携を強化したか。	A ・庁内関係部署で、外的事象PRAに係る横断的な協力体制について整理を行った。今後、外的事象PRAについては、若手職員を中心に研究課題の検討等を行っていくこととなった。 ・JAEA安全研究センターとの合同研究報告会の対面での開催、JAEA安全研究センターへの訪問、安全研究セミナーへの相互参加等を通じて連携の強化に努めた。また、安全研究プロセス改善会議の中で議論を行ったTSOとしての技術基盤グループのあり方では、JAEA安全研究・防災支援部門(特に安全研究センター)への期待や連携のあり方について議論を行った。 ・安全研究の基盤を構築し実効性を高めるべく、JAEAを念頭においた補助金制度を創設し、令和6年度の公募に向けた準備を進めた。

(③ 規制基準の継続的改善)

・令和4～6年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(Ⅱ)

・最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。(Ⅰ)

・技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。(Ⅰ)

・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(Ⅰ)

・事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(Ⅰ)

・「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及びATENAによる水素防護対策に係る自律的・計画的な取組状況をフォローし、必要に応じて、原子力規制委員会で報告を受ける。(Ⅱ)

・水素防護以外の知見についても、事業者及びATENAからの意見聴取等を行い、規制への反映の検討を進める。(Ⅱ)

・電磁両立性に係る規制対応について、令和4年度に引き続きATENAから意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。(Ⅱ)

・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。(Ⅱ)

・実用発電用原子炉等の新規規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4・5年度の実施計画に基づき改正作業を進める。(Ⅱ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。	A	・令和5年度第22回原子力規制委員会(令和5年7月19日)において、デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価の結果及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正案並びにこれらに対する意見公募の実施を了承し、同年7月20日から8月18日まで意見公募を実施した。令和5年度第37回原子力規制委員会(令和5年10月11日)において技術評価書の策定及び技術基準規則解釈の改正を決定し、意見公募において提出された意見に対する考え方を了承した。 ・令和5年度第62回原子力規制委員会(令和6年1月31日)において、放射能濃度決定標準に係る技術評価を踏まえた二種埋設事業規則の解釈の制定を見送り、技術評価書の案及び解釈の制定案に対する意見公募を実施しないこととし、第65回原子力規制委員会(令和6年2月21日)において、技術評価の報告を受けた。 ・設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に向けて、設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チーム第2回(令和5年4月10日)、第3回(令和5年7月14日)、第4回(令和5年10月2日)、第5回会合(令和6年1月16日)を実施した。
イ	・国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。	A	・国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報について、112件を収集、分析、1次スクリーニングを行い、その結果を技術情報検討会において、検討した ・2次スクリーニング、要対応技術情報、国際会議トピックス等の詳細調査分析を行い、技術情報検討会において、以下の11件について、検討した。 ・火災回路解析に関する米国調査結果 ・PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに関する事業者の検討から得られた知見(速報) ・非常用ディーゼル発電機の24時間連続運転試験に関する事業者の対応方針と国外調査結果の概要 ・電気ペネトレーションの電線・ケーブルのはんだ付け接合部に関する調査 ・実プラントのデータによる破壊靱性に関する検討

		<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力発電所の非常用電源系統の蓄電池の劣化加速」に関する調査 ・米国 PWR の炉心そう溶接部で発見された亀裂について ・第 23 回新規要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和5年9月5日)において実施した、PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに関する事業者からの意見聴取結果について ・第 24 回新規要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和5年11月6日)において実施した、非常用ディーゼル発電機の 24 時間連続運転試験に関する事業者の対応方針に関する聴取結果 ・要対応技術情報:回路の故障が2次火災又は設備の損傷を誘発させる可能性に関する調査結果 ・米国 PWR の炉心そう溶接部で発見された亀裂に関する事業者の対応 ・スクリーニング結果に関するワーキングを4回(令和5年7月14日、9月15日、11月17日、令和6年1月12日)実施し、原子力規制庁内関係者間で議論した。 																
ウ	・技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。	A <ul style="list-style-type: none"> ・第 59 回～第 63 回技術情報検討会を2か月に1回程度開催し(令和5年5月25日、7月27日、9月28日、令和6年1月25日)、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む。)等のスクリーニング結果を適時、適切に報告し、これまでの規制基準への反映状況等の進捗状況を確認した。 																
エ	・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。	A <ul style="list-style-type: none"> ・技術情報検討会の結果概要について、以下のとおり原子力規制委員会で報告を受けた。 <table border="1" data-bbox="953 914 1801 1151"> <tr> <td>第 59 回</td> <td>令和5年度第 17 回原子力規制委員会(6月21日)</td> </tr> <tr> <td>第 60 回</td> <td>令和5年度第 32 回原子力規制委員会(9月13日)</td> </tr> <tr> <td>第 61 回</td> <td>令和5年度第 38 回原子力規制委員会(10月18日)</td> </tr> <tr> <td>第 62 回</td> <td>令和5年度第 57 回原子力規制委員会(令和6年1月10日)</td> </tr> <tr> <td>第 63 回</td> <td>令和5年度第 65 回原子力規制委員会(令和6年2月21日)</td> </tr> </table> ・原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会に対しても以下のとおり報告し、助言を受けた。 <table border="1" data-bbox="932 1285 1640 1555"> <tr> <td>第 56～58 回</td> <td>第 13 回原子炉安全基本部会・第7回核燃料安全基本部会(4月26日)</td> </tr> <tr> <td>第 59 回</td> <td>第 14 回原子炉安全基本部会・第8回核燃料安全基本部会(8月25日)</td> </tr> <tr> <td>第 60、61 回</td> <td>第 15 回原子炉安全基本部会・第9回核燃料安全基本部会(12月21日)</td> </tr> </table> 	第 59 回	令和5年度第 17 回原子力規制委員会(6月21日)	第 60 回	令和5年度第 32 回原子力規制委員会(9月13日)	第 61 回	令和5年度第 38 回原子力規制委員会(10月18日)	第 62 回	令和5年度第 57 回原子力規制委員会(令和6年1月10日)	第 63 回	令和5年度第 65 回原子力規制委員会(令和6年2月21日)	第 56～58 回	第 13 回原子炉安全基本部会・第7回核燃料安全基本部会(4月26日)	第 59 回	第 14 回原子炉安全基本部会・第8回核燃料安全基本部会(8月25日)	第 60、61 回	第 15 回原子炉安全基本部会・第9回核燃料安全基本部会(12月21日)
第 59 回	令和5年度第 17 回原子力規制委員会(6月21日)																	
第 60 回	令和5年度第 32 回原子力規制委員会(9月13日)																	
第 61 回	令和5年度第 38 回原子力規制委員会(10月18日)																	
第 62 回	令和5年度第 57 回原子力規制委員会(令和6年1月10日)																	
第 63 回	令和5年度第 65 回原子力規制委員会(令和6年2月21日)																	
第 56～58 回	第 13 回原子炉安全基本部会・第7回核燃料安全基本部会(4月26日)																	
第 59 回	第 14 回原子炉安全基本部会・第8回核燃料安全基本部会(8月25日)																	
第 60、61 回	第 15 回原子炉安全基本部会・第9回核燃料安全基本部会(12月21日)																	
オ	・事故トラブルから得た教訓について必要に応じて規制への反映が行えたか。	A <ul style="list-style-type: none"> ・2件の要対応技術情報のうち、以下の1件についてスクリーニングアウトとした。 ・回路の故障が2次火災又は設備の損傷を誘発させる可能性 ・以下の1件について、状況把握を継続した。 ・原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する分析の発行 ・原子力規制検査の運用を踏まえた原子炉等規制法第 62 条の3に基づく法令報告の改善について、令和5年度第 14 回原子力規制委員会(令和5年6月7日)において、核燃料施設等における原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況の報告を受けた。 ・令和5年度第 42 回原子力規制委員会(令和5年11月8日)において、事業者との意見交換等を踏まえ、核燃料施設等の故障について原子力施設の安全に関する事象を報告対象とすること、廃止措置段階で法令報告を要する事象をその時点での施設の安全に関するものに限定することとし、関連する規則の改正案及び意見公募の実施について了承した。今後、意見公募の結果を踏まえ、原子力規制委員会で審議する予定である。 																
カ	・事業者及び ATENA が水素防護対策に係る取組を自律的・計画的に行っているか等、その取組状況をフォローし、必要に応じて、原子力規制委員会で報告を受けることができたか。	A <ul style="list-style-type: none"> ・第4回東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム事業者意見聴取会合(令和5年6月21日。以下「第4回意見聴取会」という。)において事業者等の水素防護対策に係る取組状況を聴取、事業者等が短期的対応を完了したこと等を確認し、その結果を令和5年度第 29 回原子力規制委員会(令和5年8月30日)で報告を受けた。 ・引き続き、事業者等の取組をフォローアップし、必要に応じて原子力規制委員会において報告を受ける。 																
キ	・水素防護以外の知見について、事業者及び ATENA からの意見聴取等を行い、規制への反映の検討を進めることができたか。	A <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度第 15 回原子力規制委員会(令和5年6月14日)において、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の原子炉補機冷却系の配管の状況に関する知見(以下「RCW汚染に関する論点」という。)の規制上の取扱いに係る検討について、その対応方針を了承した。 ・第4回意見聴取会等において、事業者等に対して、RCW汚染に関する論点の規制上の取扱いに係る検討に必要な情報の提供を求めた。 ・令和5年度第 29 回原子力規制委員会(令和5年8月30日)において、水素防護対策に係る事業者の取組状況の報告を受けるとともに、以後はRCW汚染に関する論点を優先して検討を進める 																

			方針を了承した。 ・今後、事業者等に対して提供を求めた情報を聴取し、当該情報等を踏まえ、RCW汚染に関する論点の規制上の取扱いに係る検討を進める。 ・第5回東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム事業者意見聴取会合(令和5年11月1日)において、事業者等に提供を求めた情報に関する調査結果を聴取し、その結果等を踏まえ、令和5年度第60回原子力規制委員会(令和6年1月24日)において、RCW 汚染に関する知見の規制上の取扱いについて原子力規制委員会での討議を行った。 ・討議の結果等を踏まえ、引き続き、RCW汚染に関する論点の規制上の取扱いに係る検討を進める。
ク	・ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。	A	・ATENA との面談(令和5年7月20日)において、ATENA が行う現地調査及び実験の計画について意見を聴取した。 ・引き続き ATENA から意見を聴取し制度改正の要否等について検討を進める。
ケ	・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図れたか。	A	・令第41条非該当使用に係る使用変更許可(承認)申請について、申請者に保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書等の添付を求めないこととするため、令和5年度第13回原子力規制委員会(令和5年5月31日)に、核燃料物質の使用等に関する規則及び令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の一部改正を決定し、令和5年6月28日に施行した。また、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式指定の変更承認について、令和5年度第29回原子力規制委員会(令和5年8月30日)において規則の見直しに向けた検討の開始を了承し、原子力規制庁内関係課との議論を通じて改正意図を明らかにし、改正案を検討している。
コ	・規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。	A	・令和4年度及び5年度の計画に基づき、日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業に係る審査実績等を踏まえた核燃料施設の規則・解釈等の改正について、原子力規制庁内関係課との議論を通じて改正意図を明らかにし、改正案を検討している。

施策名	(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行		評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第2章第3節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第2章第3節)			
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの			
<p>・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(I)</p> <p>・実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(II)</p> <p>・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用する。(I)</p>				
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	・着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。	A	<p>・検査官の原子力規制検査に対する理解度確認のため、管理職による検査現場視察を9規制事務所及び4チーム検査において実施した。</p> <p>・令和5年度末の検査官資格取得に向け、計20名(上期13名、下期7名)の研修過程の調整を行った(令和5年度、新規に資格を取得した者は4名)。原子力安全人材育成センターと協力し検査官向けのシミュレーター研修の受講者を調整するとともに長期停止中のBWRプラントに対する起動研修も取り入れた。</p>	
イ	・検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。	A	<p>・原子力規制検査の実施に当たり、原子力施設等における安全上のリスク情報等を踏まえて検査対象を選定した。</p> <p>・検査で特定した気付き事項について、リスク情報を活用したスクリーニングに基づき評価し、その結果、第1四半期において9件、第2四半期において5件並びに第3四半期において3件の指摘事項について重要度及び深刻度評価を適切に行った(うち1件は深刻度評価のみ)。</p> <p>・検査リソースの有効活用の観点で、長期停止プラントや廃止措置プラントなどのリスクの低い施設への放射線管理チーム検査について検査サンプル数や検査日程の低減を図った。</p>	
ウ	・検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。	A	<p>・運用の継続的改善のため、外部有識者及び事業者との「検査制度に関する意見交換会合」を開催し、原子力規制検査制度における事業者の取組や、原子力規制検査に係る事業者からの要望について、議論を行った。</p> <p>・令和4年度から行っていた検査運用ガイド改正の議論を踏まえ、検査運用ガイド及び検査実施要領を改正した。次回の改正に向け、検査官からの意見募集を行うとともに、最新のNRCガイドの委託調査などからも情報を収集した。</p> <p>・デジタル原則を受けたアナログ規制の見直しに関して、事業規則及び保安措置ガイドの改正を行った。</p> <p>・核燃料施設の検査については、政令第41条非該当使用者等の放射線測定信頼性確保に関連し、保安措置ガイドを改正した。また、当該使用者等に向けて説明会を行った。</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> ・政令第 41 条に該当する核燃料物質を使用する使用施設に係るグレーデッドアプローチを考慮した重要度評価手法について、令和4年度より事業者と計4回の意見交換を実施し、令和5年度第14回原子力規制委員会(令和5年6月7日)にて了承した。以降、本評価手法の実運用を開始している。
エ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第 44 回原子力規制委員会(令和4年 10 月 12 日)で報告を受けた「原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針」に基づき、着実に対応したか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針」に基づき、検査制度に関する意見交換会にて、PRA モデル適切性確認の状況の報告、ATENA から使用前事業者検査の対象範囲に関する検討状況の聴取を行った。 ・令和5年9月に原子力規制庁職員3名を米国 NRC に派遣し、エンジニアリング検査の視察を実施した。その調査結果を基に設計管理検査ガイドの見直しの方向性について意見交換会合で議論した。 ・検査官の力量向上のため、未稼働プラントを担当している原子力規制事務所の検査官2名を、稼働プラントを担当している原子力規制事務所へ派遣した。 ・検査気付き事項のスクリーニングガイドにおいて、実績を基に軽微事例集を制定した。 ・政令第 41 条非該当使用者等の放射線測定信頼性確保に関連し、保安措置ガイドを改正した。また、当該使用者等に向けて説明会を行った。【再掲】 ・令和4年度の総合的な評価に当たっては、検査指摘事項が多かった関西電力高浜及び美浜発電所について、令和5年度以降の検査計画において留意すべき事項を示した。
オ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用したか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の中で原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則等への適合性を厳正に確認した。 ・政令第 41 条非該当使用施設については、品質管理に必要な体制の整備に関する許可基準に係る審査において必要となる申請書類を明確にするため、核燃料物質の使用等に関する規則等を改正した。

施策名	(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 2 章第 4 節/令和 5 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 4 節)		
年度業務計画 (Plan)	<ul style="list-style-type: none"> (Ⅰ)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (Ⅱ)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (Ⅲ)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの 		
<ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。(Ⅰ) ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。(Ⅰ) ・審査を着実に進めていくため、審査プロセス改善のための取組を継続的に行う。(Ⅱ) ・バックフィットの検討を行う際は、「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき運用を行う。(Ⅰ) ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(Ⅲ) ※₁・これまでグレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。(Ⅰ) ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(Ⅰ) ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。(Ⅲ) ・最終処分に係る安全研究を進めるにあたり、安全研究の実施方針を検討する。(Ⅲ) ・原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を図り、3S のインターフェースを図る。(Ⅰ) ・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化及び円滑な施行に向けた準備を進め、適切に運用する。また、新制度等について分かりやすい説明に努める。(Ⅲ) ・事業者から提案される新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。(Ⅲ) ※₂・福井県クリアランス集中処理事業について、県・資源エネルギー庁と議論し、審査を行う上での技術的論点を整理する。(Ⅱ) 			
※ ₁ : 誤字修正			
※ ₂ : 6 月 21 日の委員会において、クリアランス集中処理事業の論点を検討するために、県・エネ庁との意見交換を行うことが了承されたため、追加策定。			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・審査進捗状況表について、原子力規制委員会で設置許可基準規則等の条文ごとに審査の主要な論点やステータスの報告を受けた。また、本体施設及び特定重大事故等対処施設以外の審査案件についても網羅的にリスト化し、審査状況の報告を受けた。 ・外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、審査進捗状況表等を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。 ・さらに、試験研究炉等については、申請案件が多い使用施設の審査において、早期に課題抽出を行うため、審査着手時に班内全体で申請書の読み合わせを行い、審査の論点を効率的に課題抽出する作業を行った。また、担当部署内での会議等を通じて、各審査班の審査状況及び課題の明確

イ	<p>・業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。</p>	<p>化を図った。</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用炉においては、「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れ」及び「実用炉審査プロセスマニュアル」を改正し、原子力規制委員会です承した審査方針等を文書内に取り入れ、運用の明確化を図った。 ・試験研究炉等については、試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用に係る審査業務の流れの更新を行った。また、原子炉等規制法等に定められている手続のうち、研審部門が所掌する全ての手続を対象に整備した、標準業務プロセス、チェックシートを着実に運用するとともに、自ら発見した不適合に対する是正処置としてチェックシートの見直しも行った。試験炉に係る事例集については、多数の許認可審査案件に注力したこと、また、文部科学省の旧内規の精査に時間を要したことから、令和5年度は作成に着手することはせず、令和6年度に長期施設管理方針及び品質管理に必要な体制の整備に関する説明書に重点を置いて整備を進める方針である。使用施設に係る事例集のうち火災、閉じ込め及び遮蔽については、整備が完了したため、令和6年3月に意見交換会で紹介する見込みであり、残りの事例集は令和6年度以降に順に整備する予定である。【再掲】 ・核燃料施設の審査については、再処理・加工・貯蔵・廃棄・輸送すべての「審査業務の流れ」について全体的に見直しを図り、改訂・HP 公開を行った。また、「核燃料施設審査プロセスマニュアル」を改正するとともに、当該マニュアル及びそれに紐付く各班の下部マニュアルを関係者に対して共有した【再掲】 ・地震・津波等に関する審査については、地震・津波審査プロセスマニュアルの主に形式面の記載内容の見直しを行った。【再掲】 ・福井県クリアランス事業について、規制上の取扱いを検討をする上での論点を整理し、福井県、資源エネルギー庁との意見交換を開始した。法律的な論点はおおむね解決され、今後、審査を行う上での技術的な論点について詰めていくこととなった。
ウ	<p>・令和4年度第 37 回原子力規制委員会(令和4年9月7日)です承した方針に基づき、審査プロセスの改善の取組を継続的に進めたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」に基づき、審査を着実に進めた。 ・例えば、北海道電力泊発電所3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査においては、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための様々な審査プロセスの改善のための工夫を講じた。具体的には、公開ラップアップとして、審査会合の最後に新基準適合性審査チームからの指摘事項を確認し、相互の認識共有を図った。また、論点に対する事業者の作業方針及び作業状況については、会合ごとに作業スケジュールの確認を行い、進捗状況等に疑義がある場合は、指摘を行った。審査会合については、おおむね月に1回程度開催することにより、最新の作業状況を確認し、事業者と進め方の認識共有の充実を図った。 ・試験研究炉等の審査については、審査会合における原子力規制庁からの指摘が、書面では伝えづらいものについてはイメージ図を作成し、審査会合において事業者と共通理解となっているかを確認した。 ・審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当委員及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。 ・審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。具体的には、日本原燃については、原子力規制委員会です承した審査の進め方に基づき審査を行っているものの、審査が長期化しているため、担当者間のみならず、担当の指定職・安全規制管理官と執行役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じている。 ・審査会合においては、原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図っている他、ヒアリングでは事業者に対応が必要な事項に関する認識を確認する時間を設ける等の工夫を行った。ウラン加工事業者については、令和4年度に事業者との公開の意見交換会等を行い整理した「審査の考え方」に基づき、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した上で、効率的な審査が実施できるよう共通認識を持った上で審査を進めた。 ・地震・津波の審査については、審査会合において、審査チームからの指摘事項等について審査会合の最後に相互の共通認識を行った。特に、北海道電力泊発電所3号炉、日本原電敦賀発電所2号炉における審査については、審査会合の場で文書化し、より確実な認識共有を図っている。 ・事業者の対応方針を確認し、早い段階から指摘を行うための審査会合を追加的に開催した。具体的には、第 1152 回審査会合において、中部電力浜岡原子力発電所3・4号炉における基準津波の策定に関する評価方針の確認を行った。 ・重要な論点があるなど早期に議論を行うことが必要な内容については、ヒアリング回数(2回程度)に関わらず柔軟に審査会合を開催した。具体的には、日本原電敦賀発電所2号炉の審査において、補正申請の概要、今後の審査の進め方等に係る審査会合等を1回のヒアリングで実施した。 ・審査資料上議論のある論点について、議論の前提となる認識を共有し、審査を円滑に進めるために、現地調査を4回(女川、島根、泊、敦賀)・現地確認を3回(東通、川内、島根)行った。

			・従来からの検査グループとの定期的な情報交換に加え、審査が終了した案件の情報共有を追加で行うなど、審査部門と検査部門の連携を強化した。
エ	・バックフィットの検討を行う際は、「バックフィットの検討プロセス」に基づき運用を行えたか。	-	令和5年度において、バックフィットの検討に該当する事例はなかった。
オ	・原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者の PRA モデルの適格性確認を行ったか。	A	・原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、PRA モデルの適切性に係る面談を12回、事業者と実施した。 ・確率論的リスク評価(PRA)モデルの改善及び範囲拡大として関西電力高浜1・2号機、美浜3号機及び東京電力柏崎刈羽7号機のPRA適切性確認を実施しており、令和5年8月28日の検査制度に関する意見交換会合でそれらの検討状況を中間報告した。さらに関西電力高浜1、2号機及び美浜3号機のモデルの適切性確認結果を令和5年度第51回原子力規制委員会(令和5年12月6日)において報告を受けた。
カ	・試験炉及び研開炉に係る指摘事項の重要度評価手法を作成できたか。	A	・試験炉に係る重要度評価手法の作成に着手し、事業者面談の中で、検討方針に対する意見聴取を行った。聴取した意見を鑑みて引き続き検討を行っていく。
キ	・施設の持つリスクに応じたグレーデッドアプローチを適用した検査手法開発のため、海外の情報等を調査するなどして検討を開始したか。	A	・日仏規制情報交換会合において、サイクル施設の検査におけるグレーデッドアプローチの適用に係る意見交換を行った。
ク	※ ₃ これまでグレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。	A	・日本原燃については、原子力規制委員会です承した審査の進め方に基づき審査を行っているものの、審査が長期化しているため、担当者間のみならず、担当の指定職・安全規制管理官と執行役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じている。 ・審査会合においては、原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図っている他、ヒアリングでは事業者に対応が必要な事項に関する認識を確認する時間を設ける等の工夫を行った。ウラン加工事業者については、令和4年度に事業者との公開の意見交換会等を行い整理した「審査の考え方」に基づき、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した上で、効率的な審査が実施できるよう共通認識を持った上で審査を進めた。【再掲】 ・また、担当部署内で勉強会を実施し、グレーデッドアプローチの考え方をはじめ、関連事項として安全性向上評価や長期施設管理方針等について認識を共有し理解を深めた。また、当該部署の安全規制管理官が作成した課題に各自が取り組むことで継続的な能力向上に努めた。 ・試験研究炉について、JAEA 常陽の審査は、原子力規制委員会発足後初めてのナトリウム冷却型高速炉の審査に対するグレーデッドアプローチの適用であり、グレーデッドアプローチの観点から、ナトリウム冷却型高速炉と軽水炉の比較は困難なものの、施設の特徴を考慮し、原子力規制委員会における審議を踏まえつつ、審査結果案を取りまとめ、設置変更許可を行った。また、新規制基準に係る設計及び工事の計画認可の第1分割申請(全2回)について処分を行った。 ・JAEA 大洗廃棄物管理施設について、グレーデッドアプローチの観点から新規制基準に適合した許可の一部(竜巻に対する設計方針)を変更する設置変更許可の処分を行った。 ・標準応答スペクトルの評価を踏まえた設置変更許可(承認)申請について、他施設における審査実績も踏まえた審査を行った上で京都大学研究用原子炉(KUR)及び JAEA 高温工学試験研究炉(HTR)の設置変更許可(承認)の処分を行った。 ・JAEA 原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設、原子力科学研究所STACY(定常臨界実験装置)及び京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置(KUCA)の設計及び工事の計画認可並びに原子力科学研究所原子炉施設及び京都大学複合原子力科学研究所の保安規定変更認可の処分を行った。 ・核燃料物質使用施設において、該当施設6件及び非該当施設10件の(変更)許可(承認)、保安規定変更認可5件、非該当施設における合併認可1件の処分を行った。
ケ	・廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。	A	・実用炉については、九州電力玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の性能維持施設の変更並びに中部電力浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置段階の移行に係る廃止措置計画変更認可申請に対して認可処分を行うとともに、中国電力島根原子力発電所1号炉の原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の計画の具体化等に係る廃止措置計画変更認可申請について、審査会合等で審査を行った。 ・試験研究炉等については、JAEA バックエンド対策監視チーム会合を3回開催し、JAEA によるバックエンド対策や廃止措置の進捗状況等の確認を行うとともに、JAEA による廃止措置が安全・確実に進められるよう監視した。 ・廃止措置中の JAEA ふげんについて、使用済燃料の海外再処理に係る設置変更許可申請があり、審査基準への適合性を確認し、審査の結果の案を取りまとめ、第59回原子力規制委員会(令和6年1月17日)にて設置変更許可の処分を行った。 ・廃止措置中の JAEA 人形峠環境技術センター加工施設について、1件の保安規定変更認可の処分を行った。 ・JAEAもんじゅの廃止措置について、もんじゅ安全監視チーム会合を1回開催し、しゃへい体等の

		<p>取り出し作業等の状況を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本原燃廃棄物埋設施設の保安規定変更認可及び中国電力島根原子力発電所に係るクリアランス認可の処分を行った。日本原電東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所の事業変更許可申請並びに日本原電敦賀発電所及び中部電力浜岡原子力発電所に係るクリアランス認可申請について審査基準への適合性を確認しているところ。 ・非該当使用施設の廃止措置について、令和3年に制定された「令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準」に基づいた審査を行い、廃止措置が安全・確実に進められることを確認し、1件の廃止措置計画認可の処分を行った。 ・検査については、JAEA もんじゅ、ふげん、東京電力福島第二原子力発電所、日本原電東海発電所等、廃止措置段階にある施設について、その施設のリスクを考慮し、安全上の重要度に応じた検査をもって状況確認を行った。 ・核燃料施設の検査については、三菱電機神戸製作所、石塚硝子株式会社及び花輪鉱山株式会社の廃止措置の終了に係る法定確認を行い、確認証を発行した。
コ	・東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。	A <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料施設の審査については、令和5年5月に申請された JAEA 東海再処理施設の安全性向上や設備保全等のための工事に係る廃止措置計画変更認可申請を、東海再処理施設安全監視チーム会合において議論を進め、令和5年10月に処分を行った。 ・東海再処理施設安全監視チーム会合を3回開催し、高レベル放射性廃液のガラス固化処理状況、安全対策工事の進捗状況及び工程洗浄の確認を行うとともに、ガラス固化処理、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう監視をした。引き続き廃止措置を監視する。 ・核燃料施設の検査については、東海再処理施設の検査において、施設固有のリスクを考慮しつつ廃止措置の状況確認を行った。
サ	・最終処分に係る安全研究の実施方針の検討を実施したか。	A <ul style="list-style-type: none"> ・今後の実施方針を定めた「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和6年度以降の安全研究に向けて)」を、令和5年度第21回原子力規制委員会(令和5年7月12日)で了承した。また、同方針を踏まえて放射線・廃棄物研究部門内に具体的な研究計画の検討体制を確立し検討を進めた。令和6年度、検討成果に基づいて安全研究個票を作成する予定。
シ	・原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S間の相互影響を踏まえ、連携して審査及び検査を適切に実施したか。	S <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月に従来の規定を改めて3Sに関する実務的な運用方針を定め、許認可申請等をグループウェア上で情報共有する仕組みを定着させた。あわせて、関係部署間で新たな運用について意見交換する会議を2回、事業者との間で影響評価の視点の伝達や事業者側の気づき事項の共有を行う会議を1回開催した。 ・実用炉の審査については、核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。特に、サイバーセキュリティ対応に係る核物質防護規定変更認可申請の対応については、安全への影響について、面談に参加するなどして連携して確認を行った。 ・3Sの連携の強化のため、関係部署で定期的に打合せを実施し、情報共有に努めた。 ・これらの対応に加えて、3S関係部署での連携方法の改善について整理し、許認可に係る申請等を受理した際の情報共有の方法を確立した。当該方法により、申請の概要及び影響評価書を核セキュリティ部門及び保障措置室に遅滞なく共有することができるようになり、当初の目標を上回る成果(3S関係部署の連携の強化)を得られた。 ・また、日本原燃については、施設の特徴から3S連携が特に重要な施設であり、原子力規制委員会資料にもあるようにその審査等における経験は、その他の事業等にも活かすことができると考えられることから、面談等で日本原燃における3Sインターフェースに係る取組状況、今後の対応方針等について確認し、改善に向けた必要な指摘等を実施した。 ・原子力規制検査については、原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上及び保障措置上の気づき事項を核セキュリティ部門・保障措置室に伝達するとともに、当該部門からの状況等を検査官と連携するために、検査官会議等の情報共有する場を設けた。さらに保障措置に関しては、検査官向けの勉強会にて保障措置業務の概要を説明する場を設け、検査官に対して保障措置活動について知識の共有を図った。また、核物質防護対策官会議と検査官会議の共同セッションを令和5年12月18日に実施した。 ・検査プロセスマニュアルに、互いの業務に係る情報の共有を緊密に行う等関係部署と必要な連携を図ることを業務の達成基準に加え、核セキュリティ等のインターフェースの強化に向けて整備を行った。
ス	・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化及び円滑な施行に向けた準備を進められたか。	S <ul style="list-style-type: none"> ・必要な規定類について、「高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム」を4回開催して検討を行った上で令和5年9月までに全て決定し10月1日に改正法の一部を施行した。 ・特に、設計の古さへの対応や追加点検の内容について重点的に検討を行い、規定の内容に反映するとともに、設計の古さのうち長期施設管理計画制度では対応が難しい部分について、“差分”と“欠け”に区分して対応することとした。それを受け、具体的な対応について、炉安審・燃安審及びCNO意見交換会での議論を開始した。

			<ul style="list-style-type: none"> ・高経年化対策に係る新制度への以降に向けた審査対応に向けて、審査チームの体制を見直すなど、人事異動や各チームの業務量、審査の進捗等を踏まえ、必要に応じて案件の割り振りの見直しやチーム間の人員の移動、チーム横断の対応体制構築等を適時適切に行った。
セ	※ ₄ 高経年化した発電用原子炉について、10月1日の準備行為の施行以降も、引き続き厳正かつ適切に審査を実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・長期施設管理計画の審査については、令和5年10月1日に準備行為期間が開始され、最初の申請案件である関西電力大飯発電所3号炉及び4号炉の申請を受理し、審査を進めている。 ・従来の制度に基づく運転期間延長及び高経年化技術評価の審査についても、引き続き厳正に実施した。運転期間延長認可申請については、九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉の認可を行った。
ソ	・高経年化した発電用原子炉について、新制度の資料の充実を図る等、理解の促進に努めたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度の概要を説明するパワーポイント資料、国民の疑問に端的に答えるQ&Aを作成した。特にQ&Aについて、劣化が予測以上に進まないかという疑問に答えるため、予測・評価の方法が持つ保守性を一貫した論理で説明することに重点を置いた。また、職員アンケートにより資料の分かりやすさを評価する新たな取組を行った。 ・九州電力川内原子力発電所1号炉及び2号炉の運転期間延長認可に係る審査結果や高経年化した発電用原子炉に関する規制制度等について、地元自治体からの要望に応じて説明を行った。説明に当たっては、分かりやすい資料を活用し、理解の促進に努めた。
タ	・新たな炉型について、事業者から提案された場合、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討できたか。	-	・新たな炉型について、事業者から提案されていない。
チ	・新たな炉型について、事業者から提案された場合、必要に応じて、意見交換等を行えたか。	-	・新たな炉型について、事業者から提案されていない。
ツ	※ ₅ 福井県クリアランス集中処理事業について、審査を行う上での技術的論点を整理したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度第17回原子力規制委員会(令和5年6月21日)において、県・エネ庁との意見交換を行うことを了承し、「福井県クリアランス集中処理事業に係る意見交換会合」を3回行い、法律的・技術的な論点を整理して検討した。

※₃:誤字修正

※₄:「高経年化した発電用原子炉について、引き続き厳正かつ適切に審査を実施したか。」から、GX 電源法の一部施行に伴い、10月1日から準備行為としての認可申請が可能になったため、変更。

※₅:6月21日の委員会において、クリアランス集中処理事業の論点を検討するために、県・エネ庁との意見交換を行うことが了承されたため、追加策定。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価			(1)原子炉等規制法に係る規制の実施	定性指標 A(S評価:1、A評価:9)	定量指標 A評価:3件
			(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善	A(A評価:20)	
			(3)改正原子炉等規制法の着実な施行	A(A評価:5)	
			(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	A(S評価:3、A評価:12、評価なし:3)	
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施					
オ	S	追加検査は、原子力規制検査で重大な事案に対して行うものであり、その重要性から、検査の実施状況について原子力規制委員会から適時・適切に報告すると共に、検査の方針や確認の視点なども同委員会での議論を踏まえ定めるなど、慎重に進めてきたところである。このため、検査時間として当初2,000人・時間を想定していたところ、最終的に4,268人・時間となり、また、原子力規制委員会として初めて、関係者の具体的な行動やふるまいを確認する検査手法である行動観察を採用するなど、厳正に検査を実施した。	東京電力による改善措置活動の実施状況については、基本検査において引き続き監視していく。		
(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善					
(3)改正原子炉等規制法の着実な施行					
(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応					
シ	S	3Sの相互影響を踏まえた審査については、従来からの対応に加えて、3S関係部署での連携方法の改善について整理の上、「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」を制定し、許認可に係る申請等を受理した際の情報共有の方法を確立した。これにより、許認可申請の概要及び影響評価書を核セキュリティ部門及び保障措置室に遅滞なく共有することができるようになり、当初の目標を上回る成果(3S関係部署の連携の強化)を得られたことから「S」とした。	来年度も引き続き「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」に基づく情報共有を行い、3S関係部署の連携の強化に取り組んでいく。		
ス	S	高経年化に関する新制度については、原子力規制委員会委員4人が参加する検討チームにおいて、設計の古さや追加点検について重点的に検討を行い、規定への反映、対応方針の決定を行った。それらの重要課題を解決した上で、改正法が定める期限より2か月早い令和5年10月1日に一部施行ができた。また、審査チームの体制を一部施行までの間に速やかに構築することができたことから「S」とした。	高経年化した発電用原子炉施設の新たな規制制度の本格施行に向けて、必要な審査体制を整備するとともに、準備行為期間中になされる長期施設管理計画認可申請等について、厳正かつ着実に審査を行う。		
ソ	S	高経年化の新制度の理解促進については、劣化が予測以上に進まないかという重要な疑問に答えることに重点を置いたQ&Aを作成し、また、分かりやすさを職員アンケートにより評価するという新たな取組を行ったことから「S」とした。	高経年化した発電用原子炉施設の審査の進捗などを踏まえて、新制度の概要を説明する資料やQ&Aの更新等を行い、高経年化した発電用原子炉についての新制度の説明に努める。		

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和5年度マネジメントレビュー(第2回)(令和5年度第68回原子力規制委員会(令和5年3月6日)) 令和5年度原子力規制委員会年次報告(令和6年6月7日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

令和5年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
施策の概要	(1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)核セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げ、その定着を図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。 放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。 国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。 <p>(2)保障措置の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。 我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。 <p>(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置は、それぞれの対策が相互に影響する場合があることから、互いの業務に係る情報の共有や調整に係るルール及びその運用を継続的に改善する。 					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,484	4,334	4,415	4,953	5,034
	補正予算(b)	▲3	0	1,354	126	564
	繰越し等(c)	0	0	▲1,330	1,203	▲440
	合計(a+b+c)	4,481	4,334	4,169	6,282	5,158
	執行額(百万円)	4,417	4,212	4,049	6,043	4,960

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1) 核セキュリティ対策の推進	(原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) (アウトカム指標)	—	0件	0件	0件	0件	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。	A
		0件	0件	0件	0件	0件		

施策名	(1)核セキュリティ対策の推進		評価
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第1節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第3章第1節)		A
年度業務計画 (Plan)	(Ⅰ)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (Ⅱ)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (Ⅲ)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(Ⅰ) 原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、原子力規制事務所と本庁との効果的な連携を図っていく。(Ⅱ) 放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(Ⅰ) 核物質防護に係る現行の規則や審査基準等、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、改善すべき点がないか検討を行う。(Ⅱ) 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。(Ⅱ) 核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討を進め、事業者における改善策の確認を進める。(Ⅱ) 			
定性指標(評価の視点)		評価	施策の進捗状況
ア	核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査(サイバー関係を除く。)については、2月末時点で103件実施し、原子力規制委員会臨時会議にて四半期ごとに検査結果の報告を受けた。期間中、四国電力伊方発電所に対する出入管理に関する指摘(重要度:緑、深刻度:Ⅳ)、東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所に対する物理的防護及び立入承認に関する指摘(いずれも、重要度:緑、深刻度:Ⅳ)をした。また、情報システムセキュリティ対策に係る検査は10件で、そのうち設計基礎脅威改正審査基準に基づき認可した核物質防護規定で定めた防護措置の実施状況について、4件の検査を実施した。 核物質防護規定の変更認可申請については、より多角的かつ多面的な視点で組織的に審査を推進した結果、2月末時点で39件認可した。また、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威等を踏まえて改正した核物質防護措置に係る審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき提出された同規定の変更認可申請は、全21件のうち12件の認可処分を完了した(令和5年度中にはすべての認可処分手続が完了する見込み)。令和4年に改正した原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準に基づき提出された核物質防護規定の変更認可申請の審査については、令和5年度第58回原子力規制委員会臨時会議(令和6年1月10日)において、関西電力美浜発電所の審査結果の案の取りまとめ及び他の事業所の審査方針が了承し、令和6年2月26日に認可した。
イ	検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の定着に向けた継続的な改善につなげることができたか。	A	これまでの情報システム防護に係る審査及び検査等の実績を踏まえ、今後の検査における着眼点を整理して、事業者連絡会(令和5年8月23日)で事業者にも提示するなど、核物質防護に係る規制の定着に向けた活動を行った。
ウ	原子力規制事務所に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施及びセーフティの検査官とのセキュリティに係る気づき等の情報共有などを通じて、核物質防護に係る原子力規制検査の継続的な改善につなげることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 現地核物質防護対策官を通して、適時に原子力規制事務所職員へ核物質防護の教育を実施するとともに、セーフティとセキュリティに係る気づき事項等の情報共有を図っている。 検査監督総括課で主催している検査官会議に2回、人事課で主催している事務所長会議に1回、核セキュリティ部門も出席し、セーフティの検査官からのセキュリティに係る気づき等の情報共有を行った。また、令和5年12月に開催した核物質防護対策官会議及び検査官会議は一部を合同で行い、核セキュリティに関連する検査気づき事項や指摘事項の共有を図ることができた。
エ	新たに配置する原子力規制事務所の核物質防護対策官に所要の教育訓練を実施する。	A	新たに配置された9名の現地核物質防護対策官に対し、原子力検査官基礎研修を受講させた。
オ	日常的に原子力規制事務所核物質防護対策官と本庁核セキュリティ部門との連絡を緊密に行うとともに、原子力規制事務所での監視を通じて把握した核物質防護上の気づき事項等の情報を本庁のチーム検査で活かすなど、原子力規制事務所-本庁核セキュリティ部門間の連携を深化できたか。	A	現地核物質防護対策官とは、毎日の会議を通じて緊密な連携を取り合い、日常巡視で発見した気づき事項等の情報を共有し、チーム検査に活かしている。その他、毎週の他施設で実施された検査結果報告をテレビ会議で共有するなど、密に原子力規制事務所と本庁核セキュリティ部門間の連携を図った。
カ	放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。 事業所に対して行う立入検査については、年間計画(43事業所実施予定)に基づいて、年度内に43事業所に対して必要な立入検査を適切に実施する見込みである。令和元年度から開始した防護措置に係る検査について、全ての特定RI事業所に対して初回の立入検査が終了した。
キ	放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。	A	定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに、講習申込者に係る特定RI事業所の所属や受講課目免除要件の確認を行い、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。
ク	核物質防護に係る現行の規則や審査基準、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見を踏まえ、事業者とも意見交換を行った上で、優先度を付けて課題を抽出し	A	令和4年度に引き続き事業者との意見交換会合を令和5年4月20日、同年6月16日及び同年9月29日に開催した。事業者との意見交換等を踏まえ、令和5年度第43回原子力規制委員会(令和5年11月14日)において、審査基準及び核物質防護規定の記載要領(以下「記載要領」と

	必要な改善策の検討を行ったか。また、実際にこれら文書類の見直しを行ったか。		いう。)の改正について、原子力事業者を対象とした意見聴取を行うことを了承し、令和5年度第61回原子力規制委員会(令和6年1月24日)において、意見に対する回答案を取りまとめるとともに、審査基準及び記載要領の改正を決定した。
ケ	・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や人員の拡充を含めた体制整備を行ったか。	A	・審査基準改正を踏まえ、今後実施するサイバー攻撃対処訓練に係る検査の着原点を取りまとめた。また、情報セキュリティ対策に係る審査及び検査の人員を拡充した。
コ	・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に係る調査結果を踏まえ、事業者の改善策の確認を行ったか。	A	・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討への対応方針について、令和5年8月末に事業者から中間的な報告を受けた。なお、令和6年3月末までに事業者から最終報告を受ける予定。

施策名	(2)保障措置の着実な実施	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第2節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第3章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。(I)</p> <p>・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I)</p> <p>・我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。	A	・日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEA が実施した令和4年の我が国における保障措置活動に関する報告(令和5年6月公表)において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。
イ	・指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。	A	・指定機関における業務が確実に履行されるよう速やかな契約締結、予算の執行管理を行った。 ・令和5年1月に日本原燃において発生した全消灯事象に関して、指定機関から提出された報告書に記載のとおり、再発防止策、水平展開、継続展開が適切に実施されていることを、六ヶ所保障措置センターにおける日々の監督業務を通じて確認を行った。
ウ	・我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。	A	・IAEA 専門家会合(令和5年4月及び10月)における事故施設に係る保障措置手法のガイドラインの作成を行い、国際的な保障措置の強化・効率化に貢献した。さらに、DOE(INSEP)主催のSG セミナーでの日本の検認活動の良好事例の紹介(令和5年6月)、ESARDA(令和5年4月)や、IAEA Webinar(令和5年7月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)(令和5年11月)、SSAC トレーニングコース(令和5年12月)での日本の事例の紹介を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図った。

施策名	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第3節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第3章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースを強化すべく、互いの業務に係る情報の共有を緊密に行い、審査等及び検査等の業務を適切に行う。また、インターフェースにおける調整に係るルール及び運用の継続的な改善を図る。(I)</p> <p>・原子力規制事務所による日常巡視等において核物質防護対策上の課題を検出し適切に対応できるよう、本庁検査グループや原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(II)</p> <p>・核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。(II)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・相互に影響する可能性のある原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の業務について情報の共有を緊密に行うためのツール、運用の改善を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、その中で確認された課題について、関係者間で検討し改善策の共有を図れたか。	S	<p>・令和5年4月に従来の規定を改めて3S に関する実務的な運用方針を定め、許認可申請等をグループウェア上で情報共有する仕組みを定着させた。あわせて、関係部署間で新たな運用について意見交換する会議を2回、事業者との間で影響評価の視点の伝達や事業者側の気づき事項の共有を行う会議を1回開催した。【再掲】</p> <p>・令和5年度第7回原子力規制委員会(令和5年4月25日)で報告された「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」を踏まえ、安全に係る申請等がなされた際には、担当部署から核セキュリティ部門及び保障措置室等の関係部署に対し、核セキュリティ及び保障措置の影響を適切に情報共有した。</p> <p>・令和5年4月に原子力規制部及び放射線防護グループにおいて制定した3S インターフェースに係る運用紙や同月に原子力規制委員会で報告を受けた3S インターフェース</p>

	<p>の取り組み強化に係る今後の対応方針を踏まえ、核燃料審査の担当部署がリーダーシップをとって3Sに係る影響評価の情報共有・確認方法等を整理するとともに、定期的に3S関係部署による意見交換等を実施し、日々改善を行いながら3Sに係る取り組みの強化に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none">・3Sの連携の強化のため、関係部署で定期的に打合せを実施し、情報共有に努めた。【再掲】・これらの対応に加えて、3S関係部署での連携方法の改善について整理し、許認可に係る申請等を受理した際の情報共有の方法を確立した。当該方法により、申請の概要及び影響評価書を核セキュリティ部門及び保障措置室に遅滞なく共有することができるようになり、当初の目標を上回る成果(3S関係部署の連携の強化)を得られた。【再掲】・核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からセーフティ担当部署への照会については、当該部署が原子力安全の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。特に、サイバーセキュリティ対応に係る核物質防護規定変更認可申請の対応については、安全への影響について、セーフティ担当部署も面談に参加するなどして連携して確認を行った。・また、核セキュリティ部門から、核セキュリティに係る申請等による安全上への影響等の情報共有が規制部内担当部署になされた際には、当該部署においてその内容を確認し、影響の確認を行うことで、インターフェースの強化に資するとともに、審査業務を適切に行った。・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化を目的とした関係部署との打合せや事業者との面談に審査官を出席させ、必要な情報共有を行った。【再掲】・原子力規制事務所との情報共有について、課題を克服するため、コミュニケーションツールを活用した情報共有の仕組みを新たに設け、令和5年8月から運用を開始した。さらに、検査面での3Sの連携を図るとともに、検査担当課室が主催している検査官会議等において、保障措置活動の説明等を行うことで保障措置に係る理解醸成を図った。・3Sの連携については、これまでの原子力規制事務所との情報共有の仕組みを継続して運用するとともに、本庁においても原子力規制企画課等が実施する3Sに係る関係課室の定期的な会議に出席し、情報共有のための仕組みを構築するなど運用の改善を図り、事業者を含めた密な連携を取ることができた。また、検査官会議や安全審査の資格継続講習における3Sの合同セッションにおいて、セキュリティに係る、セーフティや保障措置との連携をより深めることができた。・また、日本原燃については、施設の特徴から3S連携が特に重要な施設であり、原子力規制委員会資料にもあるようにその審査等における経験は、その他の事業等にも活かすことができると考えられることから、面談等で日本原燃における3Sインターフェースに係る取り組み状況、今後の対応方針等について確認し、改善に向けた必要な指摘等を実施した。【再掲】
<p>イ</p> <ul style="list-style-type: none">・原子力安全の検査官に対する核物質防護に関する教育を継続的に実施したか。また、原子力規制事務所や本庁検査グループに対して、核セキュリティに関連する検査気付き事項や指摘事項の共有を図れたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none">・現地核物質防護対策官を通して、適時に核物質防護の教育を実施するとともに、原子力安全に係る検査官とセキュリティに係る気付き事項等の情報共有を図っている。・情報システム防護に係る気付き事項について、現地核物質防護対策官を通じて共有を受けた情報をチーム検査における確認内容に反映させるなどして、検査の継続的な改善につなげることができた。・検査監督総括課で主催している検査官会議に2回、人事課で主催している事務所長会議に1回、核セキュリティ部門も出席し、セーフティの検査官からのセキュリティに係る気づき等の情報共有を行った。また、令和5年12月に開催した核物質防護対策官会議及び検査官会議は一部を合同で行い、核セキュリティに関連する検査気付き事項や指摘事項の共有を図ることができた。・令和5年度第7回原子力規制委員会(令和5年4月25日)で報告された「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組強化の対応状況」により、検査等の実務において連携強化して取り組んでいるところである。・検査官会議において、核セキュリティ部門からの情報提供に加え、保障措置室からの情報提供を追加して、検査官に対して情報共有を行った。さらに保障措置に関しては、検査官向けの勉強会にて保障措置業務の概要を説明する場を設け、保障措置活動に

		<p>について知識の共有を図った。また、12月18日開催の検査官会議は、核セキュリティ部門が主催する核物質防護対策官会議と合同で行った。</p> <p>・検査プロセスマニュアルに、互いの業務に係る情報の共有を緊密に行う等関係部署と必要な連携を図ることを業務の達成基準に加え、核セキュリティ等のインターフェースの強化に向けて整備を行った。</p>
ウ	<p>・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について核セキュリティ部門と緊急事案対策室等が協力して検討を進め課題を抽出し、改善策を立案し、訓練等で改善策の有効性を確認することができたか。</p>	<p>A</p> <p>・緊急事案対策室と連携し、「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換」に参画し、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練に関して検討し、課題を抽出した。課題に対して、改善策を立案し、訓練で改善策の有効性を確認した。この他、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応については、部門内の体制を構築するなど、改善を進めている。</p>

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価			定性指標	定量指標
	(1)核セキュリティ対策の推進		A(A評価:10)	A評価:1件
	(2)保障措置の着実な実施		A(A評価:3)	
		(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	A(S評価:1、A評価:2)	
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)	
(1)核セキュリティ対策の推進				
(2)保障措置の着実な実施				
(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化				
ア	S	3Sの相互影響を踏まえた審査については、従来からの対応に加えて、3S関係部署での連携方法の改善について整理の上、「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」を制定し、許認可に係る申請等を受理した際の情報共有の方法を確立した。これにより、許認可申請の概要及び影響評価書を核セキュリティ部門及び保障措置室に遅滞なく共有することができるようになり、当初の目標を上回る成果(3S関係部署の連携の強化)を得られたことから「S」とした。	令和6年度も引き続き「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」に基づく情報共有を行い、3S関係部署の連携の強化に取り組んでいく。	

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和5年度マネジメントレビュー(第2回)(令和5年度第68回原子力規制委員会(令和5年3月6日)) 令和5年度原子力規制委員会年次報告(令和6年6月7日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

令和5年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
施策の概要	(1)廃炉に向けた取組の監視 (2)事故の調査・分析 (3)放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院 附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
達成すべき目標(アウトカム)	(1)廃炉に向けた取組の監視 ・実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。 (2)事故の調査・分析 ・事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。 ・関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。 (3)放射線モニタリングの実施 ・事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	7,153	7,050	7,251	7,259	6,935
	補正予算(b)	129	672	662	493	79
	繰越し等(c)	▲183	▲384	85	▲0.2	889
	合計(a+b+c)	7,099	7,339	7,998	7,752	7,903
	執行額(百万円)	6,461	6,338	7,226	6,886	7,283

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(2) 事故の調査・分析	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数)	—	5回	5回	6回	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	A
	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)	—	—	3回	6回	3回		
		—	—	12回	10回	7回	令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信するため。	A

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(1)廃炉に向けた取組の監視 (3.11 報告第4章第1節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第4章第1節)	評価 A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I) ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I) ・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(II) ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業で生じた固形状の放射性物質に関して、長期的に安定な保管・管理に向けた方針を策定する。(III) 		
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア ・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日から令和6年2月29日までに、特定原子力施設監視・評価検討会(以下「1F 検討会」という。)を5回開催し、中期的リスクの低減目標マップ(以下「リスクマップ」という。)に示された事項に対する東京電力の取組の監視・指導を行った。なお、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策のために設置したオンライン会議システムを継続して利用し、対面開催と併用した活用を行った。また、検討会の最後には、当該会合の中で合意した事項、指摘した事項等をまとめた資料を作成し、その場で出席者間に共有して認識の共有を図る運用を継続して行った。 ・実施計画の審査・検査やトラブル事案等多岐にわたる課題を議論するために令和4年に設置した特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合(以下「1F 技術会合」という。)を同期間に8回開催し、実施計画の審査等の技術的な課題を議論するとともに、水処理廃棄物の固化処理に向けた保管・管理の方針についても議論を行った。 ・令和5年度内の主要な目標については、ALPS 処理水の海洋放出開始、分析体制強化の取組の開始など、1F 検討会、1F 技術会合、面談等を通じて進捗状況、今後の計画などの確認を行い、必要な指摘を行った。
イ ・実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の変更認可申請について、12件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(令和5年4月1日時点での審査中件数は9件、20件新規で申請を受理し、12件を認可、現時点で審査中の件数は16件)。 ・現地検査官とオンライン会議等を通じて密に連絡を取ることで、現場の状況の把握に努めるとともに、必要に応じて原子力規制庁から出張して保安検査を実施する等、状況に応じた検査を実施した。 ・検査等業務を円滑に実施するために、原子力規制庁内の関係部署間での調整及び事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、資源の有効活用を図った。特に、実施計画の審査のための事業者との面談や原子力規制庁内の連絡会を通じて検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映することにより業務の円滑化を図った。検査に当たっては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認するとともに、要領書に基づき厳正かつ適切に実施した。 ・令和5年度第3四半期実施計画検査において、増設 ALPS 配管洗浄作業中に洗浄廃液が飛散し身体汚染が確認された事案について、事案の発生直後から保安検査を実施し、第110回 1F 検討会で、東京電力による作業管理がなされなかったこと等、実施計画の不履行が確認されたため、その影響度を勘案し、軽微な違反と判断できるとの暫定的な評価を示した。第111回 1F 検討会で、その再発防止策の妥当性について保安検査による確認結果の報告を行った。それらについては、原子力規制委員会にて併せて報告を受け、実施計画違反とその影響度、再発防止策の妥当性について了承した。 ・使用前検査及び溶接検査において、標準処理期間内に終了証の交付を行った。 ・施設定期検査において、令和5年度の検査方針に基づき、検査要領書を令和5年7月10日付けで制定、事業者の検査計画に応じて第3四半期より検査を実施した。 ・ALPS 処理水の処分には当たっては、令和5年5月に審査書案に対するパブリックコメントを精査し、認可処分を決定した。5月及び7月には ALPS 処理水に係る保安検査について原子力規制委員会にて報告を受け、ALPS 処理水海洋放出設備における運用体制及び運転管理等について、いずれも実施計画に基づき適切に整備されていることを確認した。また、ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設に関する工事について、使用前検査要領書に基づき厳正かつ適切に検査を実施し、移送設備、希釈設備及び放水設備について、令和5年7月7日付けで使用前検査終了証を交付した。また、施設定期検査の確認項目として、ALPS 処理水希釈放出設備及び関連施設のうち、令和5年3月に供用開始した測定・確認用設備を追加した。

		・IAEA レビューや関心のある海外諸国に対し、担当の原子力規制委員と関係部署とで丁寧な説明・対応を行った。また、IAEA 包括報告書では、原子力規制委員会による ALPS 処理水の海洋放出に対する取組が、関連する国際安全基準に合致していると結論づけられた。
ウ	・実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。	A ・審査を要しない記載変更等については、その処理を合理化する運用を既に開始している。 ・また、合理的な審査に向けて、撤去工事に係る申請の要否、放射性物質を内包する容器等を取り扱う際の落下防止措置等の審査方針及び実施計画に記載すべき施設・設備の耐震性に係る説明事項の明確化について整理し、文書化した。
エ	・水処理廃棄物に関しては固化処理に向けた方針、今後新たに生ずる建屋解体物等に関しては放射能濃度や性状等に応じた保管・管理に向けた方針を策定できたか。	A ・令和5年3月に改定した中期的リスクの低減目標マップにおいて特に優先して取り組むべき課題と位置づけた固形状の放射性物質に係る分野について、本分野の目標に対する進め方を東京電力に提示し、議論の結果、今後の取組の方向性を明確にした。また分析体制強化に係る国側の取組を聴取し、引き続き政府全体で取り組むべき課題であることを確認した。

施策名	(2)事故の調査・分析	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第2節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第4章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>※・令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について、令和5年度に実施する実験結果等の公表を目指す。(II)</p> <p>・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)</p> <p>※「…必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。(II)」から、令和5年度末に公表、発表するコンクリート実験結果を中間取りまとめに記載するため変更。</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	※事故調査・分析の検討内容について、国内外からのニーズに応じて令和5年度に実施するコンクリート加熱実験、水素燃焼実験等の結果等を国内外に公表、発表することができたか。	A	<p>・東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を6回実施し、1号機原子炉格納容器下部のペDESTALで確認されたコンクリート損傷事象の解明に資するための模擬コンクリート供試体の作成及び当該供試体等を用いたコンクリートの化学組成の分析や加熱試験の実施、事故初期に観測された1号機及び3号機における高線量率の発生要因、福島第一原子力発電所敷地内外における事故時のモニタリングポストデータ等に関する検討を行い、BWR では事故の初期段階で原子炉建屋内に人が侵入することが困難な程度の放射線量率になることなどの知見を得るとともに、現地調査の実施状況等を踏まえた今後の検討の方向性等に関する議論を行った。これらの得られた知見等については、令和6年3月の東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会に公表する。</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所等にて計17回の現地調査を実施し、1号機原子炉建屋内のRCW系統(原子炉補機冷却系統)の設備の線量率調査、屋外の切断した1号機SGTS配管の線量率調査等を実施した。</p>
イ	・積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。	A	<p>・令和5年3月の中間取りまとめ及び事故調査・分析の検討内容については、会議等を通じて国内外に7回発信し、会議参加者と多様な議論を行った。</p> <p>・令和5年6月に開催されたOECD/NEA/FACEプロジェクト第3回会合にて、1F事故分析に係る最近のトピックについて説明した。</p> <p>・令和6年1月に開催されたOECD/NEA/FACEプロジェクト第4回会合にて、原子炉建屋内の水素挙動に関する検討状況について説明した。</p>
ウ	・日本原子力研究開発機構との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース化の取り組みを進めることができたか。	A	<p>・事故の調査・分析で得られたデータ等のデータベース化のため、広報室が進めているN-ADRES 更改作業に事故分析の担当部署が協力し、データベース化を行うデータの種別や量などシステムの仕様の検討に必要な情報について共有するとともに、フォルダ構成案等について提案した。また、データベースに掲載するデータの整理を進めた。</p>
エ	・連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。	A	<p>・東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を2回実施し、今後の調査・分析事項等について、関係者間で共有を図るとともに、調査・分析によって得られたデータの共有等について議論を行った。</p>

※「事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。」から、令和5年度末に公表、発表するコンクリート実験結果を中間取りまとめに記載するため変更。

施策名	(3)放射線モニタリングの実施		評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第3節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第4章第3節)			
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの			
・総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)				
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	・モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリング、その他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。	A	・環境放射線モニタリングの結果については随時放射線モニタリング情報ポータルサイトで公表している。また、当該結果について解析・評価を行い、「環境モニタリング結果の解析について」として第1～3四半期分をホームページに公表した。	
イ	・福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。	A	・福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及びモニタリングポストの点検・校正を継続的に実施し、故障等が発生したモニタリングポストについては、修理等迅速に対応している。また、通信方式の切替等、モニタリングポストの更新を計画的に実施している。	

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価		(1) 廃炉に向けた取組の監視	定性指標	定量指標
		(2) 事故の調査・分析	A(S 評価:1, A 評価:3)	
		(3) 放射線モニタリングの実施	A(A 評価:4)	A 評価:2件
		評価・分析	次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)	
(1) 廃炉に向けた取組の監視				
イ	S	<ul style="list-style-type: none"> ALPS 処理水の海洋放出に係る審査・検査については、実施計画変更認可申請に係る審査では通常実施しない任意の科学的・技術的意見の募集も行い、精査・考え方の作成の時間を含め適時処分等を進めた。 令和5年8月にALPS 処理水の海洋放出が開始され、廃炉を進めて行く上で重要な一歩になった。 国際対応として、IAEA レビューミッション等、様々な説明・対応を丁寧に行い、国際社会の理解の熟成に繋がった。 	・引き続き保安検査や施設定期検査を通じて、認可した実施計画に沿ってALPS 処理水の海洋放出が行われることを確認していく。	
(2) 事故の調査・分析				
(3) 放射線モニタリングの実施				

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和5年度マネジメントレビュー(第2回)(令和5年度第68回原子力規制委員会(令和5年3月6日)) 令和5年度原子力規制委員会年次報告(令和6年6月7日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

令和5年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
施策の概要	(1) 放射線防護対策の推進 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (4) 危機管理体制の整備・運用 (5) 放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2023			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1) 放射線防護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA、国際放射線防護委員会(ICRP)等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。 <p>(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3.を参照) 国内外から収集した最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見のうち、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。 医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。 <p>(3) 原子力災害対策指針の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府(原子力防災担当)等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。 発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討する。 <p>(4) 危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアルや、通信ネットワーク等の設備を整備・運用し、継続的に改善する。特に、環境放射線モニタリングの関連システムについては、クラウド化等による効率化に向けた検討を進める。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRSの指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。 <p>(5) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。 					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	15,808	15,695	16,832	16,017	16,671
	補正予算(b)	3,527	5,015	3,436	4,436	4,962
	繰越し等(c)	▲945	694	1,161	▲850	▲1,971
	合計(a+b+c)	18,391	21,404	21,429	19,603	19,661
	執行額(百万円)	16,950	19,999	18,840	17,600	19,072

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(4) 危機管理体制の整備・運用	危機管理体制の整備・運用(緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上)		5%	5%	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	A
	危機管理体制の整備・運用(原子力事業者防災訓練の確認)	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所	39事業所 /39事業所		
(5) 放射線モニタリングの実施	放射線モニタリングの実施(全都道府県環境放射能水準調査結果の公表)	366日分	365日分	365日分	365日分	366日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を366日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A
	放射線モニタリングの実施(全都道府県環境放射能水準調査結果の公表)	366日分	365日分	365日分	365日分	366日分		

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(1) 放射線防護対策の推進 (3.11 報告第5章第1節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第5章第1節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(1) 放射線防護対策の推進 ・原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I) ・放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(III)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。	A	・放射線審議会第159回総会(令和5年7月28日)及び第160回総会(令和5年12月7日)を開催し、屋内ラドンの対応の在り方やICRP2007年勧告の取り入れに係る今後の進め方を報告するなど、放射線審議会の調査審議に貢献するとともに、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を行った。
イ	・岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についての検討を進めたか。	A	・放射線審議会第159回総会(令和5年7月28日)を開催した際、過去に我が国で実施された屋内ラドンの全国調査の結果を取りまとめて報告し、さらに第160回総会(令和5年12月7日)を開催した際、屋内ラドンの今後の検討の進め方を示し、放射線審議会における屋内ラドンの対応の在り方についての審議に貢献した。また、精油所のスケールやチタン産業等における副産物等に関して作業環境等の実態を第161回総会で報告する見込みである。加えて、屋内ラドンに係る諸外国の動向に関する委託調査を実施した。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3.11 報告第5章第2節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第5章第2節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I) ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等を進め、規制体系とその運用を継続的に改善する。(II) ・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討する。(II)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。	A	・許認可等申請について、審査状況の進捗管理及びそれを踏まえた審査官の負担平準化を行うこと等により、審査を適切に実施し、令和5年度においては許認可等の処分を約290件行った。
イ	・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等の規制体系とその運用の継続的改善に資する検討を実施したか。	A	・RI法におけるクリアランス認可に係る審査ガイド案の作成に向けて、旧行政庁のクリアランス認可に係る審査執務要領案と炉規法のクリアランス規則及び認可に係る審査基準の内容を確認・比較し、必要な要件及び課題整理を実施した。
ウ	・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討したか。	A	・医療用放射性廃棄物の廃棄処理・保管廃棄の現状把握のため、医療分野の放射性汚染物を廃棄処理・保管廃棄をしている日本アイソトープ協会滝沢研究所を視察し、関係省庁において検討が進んだ際の対応に備えて情報を収集した。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (3.11 報告第5章第3節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第5章第3節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善 ・原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I) ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルに関する今後の検討課題について、関係府省庁と連携して検討する。(III) ・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I) ・整備を進めている緊急時対応技術マニュアル(RTM)について、訓練報告会での報告を経て試運用を開始する。(I)			

<p>・令和2年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者との議論を通じてEAL見直し案を策定する。(I)</p> <p>・重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者から見直しの要望があった場合には、EAL会合での議論を開始する。(I)</p>		
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。	A
イ	・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルの測定結果に基づく甲状腺の被ばく線量の推定方法及びその対象者、推定結果に関する住民等への説明の在り方、並びに国や地方公共団体の住民等の健康に係る評価や健康相談等の施策への反映の在り方等に関する今後の検討課題について、関係府省庁と連携して検討を行ったか。	A
ウ	・モニタリングの技術的事項について有識者及び地方公共団体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。	A
エ	・事業者防災訓練の際に緊急時対応技術マニュアルを活用できたか。	S
オ	・EAL会合において、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。	A
カ	・EAL会合の議論を通じてEAL見直し案を策定できたか。	A

<p>施策名</p> <p>施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)</p> <p>(Do)</p>	<p>(4) 危機管理体制の整備・運用</p> <p>(3.11 報告第5章第4節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第5章第4節)</p>	<p>評価</p>	<p>A</p>
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの</p> <p>(II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの</p> <p>(III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの</p>		
<p>(4) 危機管理体制の整備・運用</p> <p>・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(III)</p>			

- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。(Ⅱ)
 - ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(Ⅱ)
 - ※₁: 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、訓練を踏まえ、関連するマニュアルやインフラ等の整備・見直しを行う。(Ⅰ)
 - ・環境放射線モニタリングの関連システムについて、システム効率化に向け検討を行う。(Ⅲ)
 - ・原子力規制委員会及び内閣府の情報システムが収集している防災関連情報を連携するための検討を行う。(Ⅲ)
 - ※₂: 現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理するとともに、次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和7年度中のシステムの完全切り替えに向け、更改を確実に実施する。(Ⅰ)
 - ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施する。(Ⅰ)
 - ・放射線モニタリング情報共有・公表システムの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。(Ⅰ)
 - ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和5年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。(Ⅰ)
 - ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(Ⅰ)
 - ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。(Ⅰ)
- ※₁: 「緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。(Ⅰ)」から、危機管理体制の整備・運用にあつてはマニュアルだけでなくインフラの整備・見直しも令和5年度の業務として行っているため変更。
- ※₂: 「現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理するとともに、次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和6年度末のシステムの完全切り替えに向け、更改を確実に実施する。(Ⅰ)」から、当該事項に係る令和5年度上半期の契約進捗等の実態を踏まえ、目標(定性指標)を見直したため変更。

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア ・緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。	A	・オフサイト対応に係る課題の抽出・分類をし、オフサイト総括等による防護措置の判断等を支援するためのツールを試作するとともに、9月1日に第1回訓練としてオフサイト対応能力向上に係る訓練を実施したほか、2月20日に第2回訓練として事業者接続訓練(高浜)中に本ツールを活用した訓練を実施して、現行の各種マニュアル類の改善に向けた検討を進めた。
イ ・オフサイトの防護措置における原子力事業者の協力の在り方について検討した上で、必要な措置について関係部署と調整したか。	A	・甲状腺被ばく線量モニタリング及び避難退域時検査といった国や地方公共団体によるオフサイト対応への原子力事業者の協力内容を明確にするため、既存の各事業者の防災業務計画の記載内容を分析等するとともに、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」等の見直しを進めつつ、内閣府(原子力防災担当)での検討を促した。
ウ ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。	A	・令和5年度の機能班別訓練において、共通訓練・研修計画を説明し、各機能班に示した。
エ ・各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。	A	・人事評価(業績評価)の業務目標において、各自が参加する訓練・研修を明確化し、各機能班要員は訓練・研修参加計画を提出した。
オ ・緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。	A	・緊急時対応業務を業務全体の5%と目標設定するとともに、各要員に対して各種訓練・研修の実施日等の案内を行い、訓練参加を促し訓練に積極的に参加させた。訓練参加後は参加実績を自己評価させた上で上期において人事評価を行う等、必要なマネジメントを行った。
カ ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を実施したか。	A	・令和5年4月及び7月に初動対応訓練、9月に拠点運営・連携訓練、10月には総合防災訓練を実施し、オンサイトの進展に合わせたオフサイトの動きを確認した。令和6年1月(女川)及び2月(高浜)の事業者防災訓練の際に、オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための事業者防災接続訓練を実施した。
キ ・あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施したか。	A	・原子力規制委員会委員・原子力規制庁幹部による机上訓練を令和5年6月及び令和6年1月に実施し、オンサイトの状況に応じた放射性物質の放出を踏まえたオフサイトの避難の在り方の検討を行った。引き続き、総合防災訓練、事業者防災接続訓練を通じ、オフサイトに係る対応能力向上を図る予定。
ク ※ ₁ : 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル(防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」(仮称)を含む。)、インフラ等の整備・見直しを実施できたか。	A	・内閣府(原子力防災担当)とともに、令和4年11月に実施した令和4年度原子力総合防災訓練で得られた教訓事項等を踏まえた原子力災害対策マニュアルの改訂を行っている。【再掲】 ・緊急時の体制確保のため、危機管理宿舎の入退去に伴う調整、宿日直勤務環境の維持及び初動体制当番表の管理等、関連するインフラの維持・管理を適切に実施している。 ・核ミサイルによるEMP攻撃等の意図的な大規模通信障害事案や自然災害発生時に地上回線の通信システムが使用できない場合に備えて、複数の衛星通信システムの配備導入により通信回線の強化・多重化を図った。

		<p>・令和5年度の拠点運営・連携訓練及び総合防災訓練において、緊急時対応技術マニュアルを活用し、適用可能であることを確認した。</p> <p>令和5年度第36回原子力規制委員会(令和5年10月4日)において、緊急時対応技術マニュアルの制定と今後の事業者防災訓練のうちERCプラント班と連携する訓練において当該マニュアルを活用することについて報告を受けた。</p> <p>また、総合防災訓練において、原子力規制委員会委員長随行者が当該マニュアルを活用しただけでなく、ERCプラント班における活用に向けて、事前にERCプラント班員に対し緊急時対応技術マニュアルの習熟を図るため、2月14日及び2月28日に研修を実施した。【再掲】</p>	
ケ	・環境放射線モニタリングの関連システムについて、令和4年度に実施した技術動向調査の結果を踏まえ、システム効率化の具体策を確定できたか。	A	・環境放射線モニタリングの関連システムの効率化に向けて検討する枠組(WG)を設置し、関係者で検討を開始し、令和5年度内に具体策案を取りまとめる見込み。
コ	・原子力規制委員会及び内閣府が保有する防災関連情報の連携について、計画を確定できたか。	A	・防災デジタルプラットフォームに関する関係省庁連絡会議(令和5年2月6日)の議論を踏まえて、関係府省庁間の防災情報に関する連携を強化するため、内閣府防災担当が整備中の次期総合防災情報システムと放射線モニタリング情報共有・公表システムで公表している情報を自動連携する計画を策定した。計画に沿って、令和6年度中の連携に向け、作業を着実に実施していく。
サ	※ ₂ 令和7年度中の次期統合原子力防災ネットワークシステム更改に向けて、着実に設備整備を進めたか。	A	・令和4年度末に実施したシステム更改業者決定の競争入札は、現行業者の一者入札の末、システム構成品費及び人件費の上昇を反映させた入札が不調になった。このため、当初計画に記載した令和6年度末までのシステムの完全切り替えが困難となった。このような状況を踏まえ、原子力規制委員会年度業務計画及び本課等年度業務計画を変更し、令和7年度中のシステム完全切り替えに向け着実に実施している。
シ	・緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせたシステムの機能改良ができたか。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。	A	・緊急時対策支援システムの維持・管理を問題なく行っている。システム改修については令和5年度に行う改修内容を確定し、着実に実施している。令和6年度のシステム更改に向けた準備として、調達仕様書、要件定義書を確定し、調達手続きを進めている。
ス	・放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に進めたか。	A	・放射線モニタリング情報共有・公表システムの安定的な稼働状態を維持するため、セキュリティソフトの切替え作業及びソフトウェアの更新作業を行い、毎月システムの稼働状況を把握した。また、運用を通じて確認された課題(防護処置判断の紐付けポストの修正、PAZ及びUPZレイヤーの修正)について改修を行った。
セ	・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和5年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。	S	<p>・令和4年度の全39事業所における原子力事業者防災訓練の評価結果の取りまとめを実施した。また、令和5年7月26日に開催した第15回原子力事業者防災訓練報告会において、その報告を受けた。</p> <p>・原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換会合を令和5年6月12日に行い、緊急時対応能力の向上に係る令和4年度の訓練試行結果、各課題の検討状況及び今後の方針について報告を受けた。</p> <p>・第15回原子力事業者防災訓練報告会及び同会合の結果について、令和5年度第29回原子力規制委員会(令和5年8月30日)で報告を受けた。この方針に基づいて令和5年度の事業者防災訓練及び同訓練における試行が実施されたことを確認した。</p> <p>・原子力施設事態即応センターとERCプラント班との情報共有に際し、ERCプラント班のニーズに応じた情報提供がなされることが重要であることを踏まえ、事業者に対してERCプラント班から班内各担当の業務内容について説明会を10回実施した。今後もこの取組を継続的に進める予定。</p>
ソ	・原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。	A	<p>・令和6年1月に第13回原子力災害対策中央連絡会議を開催し、原子力事業者における関係機関との連携した訓練の実施状況等について関係省庁と情報共有を図った。</p> <p>また開催に当たって、原子力災害対策中央連絡会議の関係省庁の原子力発電所に対する理解促進を図るため、中国電力島根原子力発電所における施設見学を実施した。併せて、島根地域における原子力災害対策地域連絡会議も開催し、中央と地方の連携強化を図った。</p>
タ	・各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。	A	<p>・基幹高度被ばく医療支援センターと高度被ばく医療支援センター間の連携を促すため、支援センター間の課題解決や連携強化を目的として、QST主催による高度被ばく医療支援センター連携会議(6月14日、9月19日、12月21日、3月19日開催)にオブザーバー参加し、助言等を行った。</p> <p>・福井大学に研修施設兼傷病者受入施設を整備するため、令和5年度補正予算において必要な予算を確保した。</p>

		・令和5年度から高度被ばく医療支援センターに指定された福井大学において、支援センター事業として実施する原子力災害医療研修について、研修内容の確認のため、オブザーバー参加を行い、必要に応じてフィードバックを行った。
チ	・立地道府県等の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築を支援したか。	A ・道府県が策定する実施計画への支援に向けて内閣府原子力防災担当が実施する、甲状腺被ばく線量モニタリング実施体制整備に係るモデル事業について、内閣府からの依頼に応じて、道府県からの照会への対応及び高度被ばく医療支援センターを通じた甲状腺被ばく線量モニタリングに係る技術支援等の調整に協力するなど、連携した検討を行った。

※₁:「緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等(防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」(仮称)を含む。)の整備・見直しを実施できたか。」から、危機管理体制の整備・運用にあつてはマニュアルだけでなくインフラの整備・見直しも令和5年度の業務として行っているため変更。

※₂:「令和6年度末の次期統合原子力防災ネットワークシステム更改に向けて、着実に設備整備を進めたか。」から、当該事項に係る令和5年度上半期の契約進捗等の実態を踏まえ、目標(定性指標)を見直したため変更。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(5)放射線モニタリングの実施 (3.11 報告第5章第5節/令和5年度原子力規制委員会年次報告第5章第5節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(5)放射線モニタリングの実施 ・47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(I) ・緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。	A	・原子力規制事務所に配備すべき資機材を更新し、更新に併せて資機材の配置を見直すとともに、故障等が発生した資機材やモニタリングカー等については、修理等を18件行った。
イ	・原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。	A	・地方公共団体職員に対し、緊急時モニタリング基礎講座、EMC訓練、環境放射能分析研修等を計56回開催した。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価			(1) 放射線防護対策の推進	定性指標	定量指標
			(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	A(A評価:2)	
			(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	A(A評価:3)	
			(4) 危機管理体制の整備・運用	A(S評価:1、A評価:5)	
			(5) 放射線モニタリングの実施	A(S評価:1、A評価:16)	A評価:2件
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1) 放射線防護対策の推進					
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善					
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善					
エ	S	<p>・緊急時対応技術マニュアルの制定において、総合防災訓練で活用し、炉心状態等、事業者の評価結果と同等の評価が得られ、緊急時対応技術マニュアルの有効性が確認できており、良好な取組が行われた。</p> <p>また、前記マニュアルの習熟のために、利用者向けに研修資料を新たに作成するだけでなく、当該研修資料を用いた研修では、50名を超える受講希望者がいた等、非常にニーズの高い研修計画を策定することができた。なお、当該研修を継続的に実施するために関係課間で調整中である。</p>	<p>・事業者防災訓練時において緊急時対応技術マニュアルの利用を促進するため、新たに持続的な研修制度や利用者へのサポートを行う体制を構築し、マニュアル利用者の習熟度向上を図る。</p> <p>・原子力事業者防災訓練等における活用を通じ、継続的な見直しを行う。</p>		
(4) 危機管理体制の整備・運用					
セ	S	<p>・特に、原子力事業者防災訓練において、以下の2つの良好な取組を行った。</p> <p>・1つ目の取組として、訓練等の在り方の検討結果を踏まえ、これまで実施してきた原子力事業者防災訓練の新たな試みとして、同一地域に複数事業所が設置されており、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災が想定される六ヶ所地域及び東海・大洗地域を対象に、同一地域複数事業所発災を模擬した訓練を実施し、事業者及びERCプラント班の力量向上を図った。</p> <p>・2つ目の取組として、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討を通じて、緊急時対応能力を向上させるため、原子力事業者防災訓練の評価の考え方として、以下の3つの項目を新たに加え、運用を開始するとともに、この運用を明確にするため、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」を改正した。</p> <p>① 多様なシナリオによる訓練実施(必ずしも原子力緊急事態(GE)に至ることを求めず、2部訓練を要素訓練として実施)</p> <p>② 訓練評価にあたり、原子力規制庁の訓練評価指標に基づく事業者間ピアレビュー結果及び事業者による自己評価結果を活用。事業者による模擬ERCプラント班との情報共有を行うことを許容し、より柔軟で自主的な事業者防災訓練の実施を促進</p> <p>③ 緊急時対応組織の実効性の向上を目的とした、より広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う事業者防災訓練の実施及び新たな評価指標に基づく評価の実施</p> <p>・3つの項目の運用の評価として、①については、これまで実施できなかったシナリオによる訓練の実施により、事業者及び規制庁側の双方に新たな課題等が抽出され、両者の能力向上に資するものと評価できる。</p> <p>②については、事業者間において活発に意見交換が行われ多くの気づきが事業者間で共有されている。今後、相互に良好事例等が取り込まれることで訓練の実効性が向上されるものと評価できる。</p> <p>③については、これまでの限定的な机上訓練ではなく、実発災を想定した現場実働が実施され、連携に係る課題等が抽出され、関連組織間の連携能力の向上に資するものと評価できる。</p>	<p>・1つ目の新たな取組への対応方針としては、今後も、本訓練を踏まえた潜在的な課題の抽出等を行い、定期的に複数事業所同時発災を模擬した訓練を続けていく。</p> <p>・2つ目の新たな取組への対応方針としては、改正された原子力事業者防災訓練の評価の考え方に基づいて実施していく。</p> <p>①については、これまで実施できなかったシナリオによる訓練の実施を今後も続け、事業者及び規制庁側の双方に新たな課題等が抽出され、両者の能力向上を図る。</p> <p>②については、事業者間において活発に意見交換が行われ、多くの気づきが事業者間で共有されるようにする。今後も、相互に良好事例等が取り込まれることで訓練の実効性の向上を図る。</p> <p>③については、これまでの限定的な机上訓練ではなく、実発災を想定した現場実働を実施させ、連携に係る課題等を抽出し、関連組織間の連携能力の向上を図る。</p>		
(5) 放射線モニタリングの実施					

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和5年度マネジメントレビュー(第2回)(令和5年度第68回原子力規制委員会(令和5年3月6日)) 令和5年度原子力規制委員会年次報告(令和6年6月7日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	